

令和元年第4回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月10日（火曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（3番・5番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			総務産業常任委員長報告
			村長行政報告
日程第 3			一般質問
日程第 4	報告第 1号		平成30年度占冠村健全化判断比率の報告について
日程第 5	報告第 2号		平成30年度占冠村資金不足比率の報告について
日程第 6	承認第 1号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 7	議案第 1号		財産の取得について
日程第 8	議案第 2号		占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 3号		特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 4号		占冠村印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 5号		占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 6号		占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 13	議案第 7号		占冠村へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 14	議案第 8号		占冠村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 15	議案第 9号		占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 16	議案第 10号		占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 17	議案第 11号		令和元年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第 18	議案第 12号		令和元年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 19 議案第 13 号 令和元年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
 日程第 20 議案第 14 号 令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第 21 議案第 15 号 令和元年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第 22 議案第 16 号 令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第 23 議案第 17 号 令和元年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（7名）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	5番	下川園子君		6番	小林潤君
	7番	児玉真澄君			

○欠席議員（1名）

4番 山本敬介君

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	伊藤俊幸	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	地域振興対策室長	藤田尚樹
農林課長	平岡卓	林業振興室長	根本治
建設課長	小林昌弘	住民課長	小尾雅彦
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	阿部貴裕	職員厚生担当主幹	森田梅代
財務担当主幹	鈴木智宏	企画担当係長	佐々木智猛
商工観光担当係長	橘佳則	農業担当係長	杉岡裕二
林業振興室主幹	高桑浩	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	後藤義和	戸籍担当係長	竹内清孝
国保医療担当主幹	上島早苗	保健予防担当主幹	岡本叔子
村立占冠診療所主幹	小瀬敏広	社会福祉担当主幹	野原大樹
介護担当主幹	細川明美	子育て支援室主幹	石坂勝美

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	合田幸一
学校教育兼総務担当主幹	松永真里	社会教育担当主幹	蠣崎純一

（農業委員会）

事務局 長 平岡 卓
(選挙管理委員会)

書記 長 多田 淳史
(監査委員)

監査委員 木村 英記 監査委員 児玉 眞澄
事務局 長 岡崎 至可

○出席事務局職員

事務局 長 岡崎 至可 主 事 久保 璃華

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和元年第4回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、小林潤君。

○議会運営副委員長（小林 潤君） 去る9月3日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日10日から11日までの2日間といたします。議事日程、日割については、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番、五十嵐正雄君、5番、下川園子君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの2日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月11日までの2日間と決定しました。

◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は報告第1号から認定第1号までの21件です。議員提案による案件は意見書案第6号から審議資料の2ページをお願いいたします、意見書案第10号の5件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。審議資料の3ページをお願いいたします。令和元年第3回定例会以降の議員の動向は6月15日広報特別委員会から記載のとおりです。審議資料の7ページから8ページは平成30年度令和元年5月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは令和元年度5月分の例月出納検査結果です。審議資料11ページから12ページは令和元年度6月分の例月出納検査結果です。審議資料の13ページから14ページは令和元年度7月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、五十嵐正雄君。

○総務産業常任委員長（五十嵐正雄君） 令

和元年8月26日、占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村総務産業常任委員長、五十嵐正雄。所管事務調査に関する調査報告について、このことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告いたします。記、1、調査期日。令和元年6月24日～25日の2日間。2、出席者、議会議員7名。3、調査地等、①千歳市（千歳市立千歳小学校）ICT教育について、②江別市（酪農学園大学）野生鳥獣に関する連携について。

①千歳市（千歳市立千歳小学校）ICT教育について。まとめ。急速な情報通信技術（ICT）の普及に伴い、その効果的な活用により新たな学びを推進することが可能となり、ICT機器の活用による、児童生徒の主体性、関心・意欲や知識・理解を高める等の効果が実証される等、学力の向上において効率的・効果的に教育の情報化を推進することが重要となっている。千歳市においては、平成30年10月にICT環境整備計画を策定し、今後計画的に整備を行うこととしている。

総括及び課題。電子黒板や実物投影機、タブレット端末等のICT機器の普及に伴い、学習や生活の主要な場である学校におけるICT機器の利活用が求められており、児童生徒の学力向上や時代の変化に対応するため、教育の情報化を推進することも重要である。実際に、電子黒板やデジタル教科書を使用した授業を見学し、子どもたちにとって分かりやすい授業であること、また、教員から見ても個別対応のケースが減っている等のメリットを確信した。当村でも一部導入済であるが、各学校に差が出ないように整備すべきである。実際使用する教員の意見も鑑みながら事業を進めていただきたい。

②江別市（酪農学園大学）野生鳥獣に関する連携について。まとめ。平成23年6月に

締結した占冠村・酪農学園大学の「地域総合交流に関する協定」に基づき、現在まで、実習・卒業論文調査等の受け入れ、国際野生動物管理学会、シカ捕獲認証受検、ヒグマミーティング、捕獲技術安全講習会等、さまざまな活動を行ってきている。今後とも、各獣種の生態的特徴を捉えた科学的な調査や研究により得られる情報、鳥獣対策を実施する上で、地域の状況に見合った適切な対処方法や調査方法を研究しなければならない。

総括及び課題。大学側にとっては演習地の確保、調査研究教育のフィールドとしての多様で貴重な価値の場としてのメリットがあり、当村においても最新情報や研究結果を還元してもらい、専門的・的確な対策を得ることができる。現在、大学側と林業振興室が中心となり活動を進めているが、住民向けへの報告会等、関心が高まる活動を行っていただきたい。また、全国でも特徴的な取組みである猟区管理運営や、野生鳥獣専門員の活動を大学とともに推進し、将来の人材確保に努めていただきたい。

続いて所管事務調査に関する調査報告ということで、このことについて次のとおり事務調査を実施したので報告する。記、1、調査期日、令和元年6月26日（水曜日）。2、調査事項、①天然林施業後状況調査、②木質バイオマス生産組合無償貸付財産調査、③占冠湯の沢線状況調査。3、調査経過。調査にあたっては、村長、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、内容。①天然林施業後状況調査。伐採については、適切に施業している。選木者の育成は今後の事業を進める上で急務であるため、育成方法の検討を進めていただきたい。販売実施については、今後の事業展開に懸念もあるため、実施者の経営状況、業務内容を

調査し報告されたい。

②木質バイオマス生産組合無償貸付財産調査。土地、建物、物品は有効に利用していた。地域で消費するためには、一層の住民ニーズ、製材種類の整理、価格等の検討が必要であり、また、宣伝などの営業努力も必要である。無償貸付で6年目に入っているが、貸与期間が過ぎた後の事を考えた場合を想定し経営を行っているのか現状把握に努めていただきたい。将来展望が見えない場合は大きく事業内容を修正することも検討願いたい。

③占冠湯の沢線状況調査。村道占冠湯の沢線のバス路線化は現状ではリスクがあると判断した。住民の移動確保のため、村営バス接続を考慮した、デマンド交通等の利用向上を検討願いたい。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。以上、報告いたします。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しを得ましたので行政報告をさせていただきます。審議資料の4ページになります。1、報告事項であります。本日配布の行政報告をご覧くださいと思います。1、報告事項、(1)占冠地域森林整備推進協定の締結について。7月30日、占冠村と上川南部森林管理署が「占冠地域森林整備推進協定」を締結いたしました。

この協定は、本村が課題とする林業経営基盤の強化や森林資源の循環利用に向けて、国有林と村有林が連携し「林業事業体の育成」や、「持続可能な森林整備」などに取り組んでいく中、地域における林業振興を一層促進させていくことを目的としています。

今年度の取組みといたしましては、村有地（字シムカップ原野 48 番 6）内に上川南部森林管理署と連携した共同土場を整備し、村有林材のPRによる効果的な販売や木材流通を検討するとともに、各種研修会等を開催するなど、村内林業事業体の積極的な育成強化を図っていくこととしております。

また、協定の締結につきましては、本村ホームページや広報紙へ掲載のほか、協定の趣旨や重要性をご理解いただく中で、地元報道紙や林業業界紙にも広く記事掲載されるなど、本村の取組みに対する理解の向上等にもつながりました。

みなさまにおかれましては、今後、協定に基づいて実施していく林業関連諸施策につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(2)株式会社星野リゾート・トマム定期協議について。8月22日、占冠村と株式会社星野リゾート・トマムの定期協議を行いました。本年は韓国との国交問題などもあり、北海道のグリーンシーズンの観光入込は弱含みで推移しているとのことですが、トマムリゾートについては前年対比100%を維持できそうだとの見通しが示されました。

星野リゾート・トマムからは、今年8月1日より新たに就任した代表取締役について、その人となりや資本関係については変更がない旨の説明がなされたほか、最初は苦しい運営であったものの、現在ではトマムが星野グループ全体の中でも見習うべき点が多いリゾ

ートとして評価されていること、その土地らしい体験をしたいというのが観光の1丁目1番地であり、今後もトマムならではの食・体験に重点をおいた運営をしていく方針であること、食の魅力への取組みとして今年7月にリゾナーレのメインダイニングに新たなレストランを開業したことについて説明がなされました。

占冠村からは、占冠村議会の新議員のみなさまの視察対応や、かねてよりリゾートにも協力を求めてきた定住子ども応援民間賃貸住宅が満室になったことに関する謝辞を述べるとともに、リゾート独自の医師の確保を要請するなど、村とリゾートの適切な役割分担等について要請を行いました。

リゾートは村のあらゆる面において重要な役割を果たしていることから、今後においても定期協議を継続し、より良い村づくりに向けて情報交換と協議を続けてまいります。

(3)根室本線対策協議会の要望活動について。9月2日、札幌市で行われたJ R北海道及び北海道への要請活動に出席いたしました。J R北海道に対しては、本年4月9日に発表された同社の中期経営計画 2023 において、J R東日本や東急電鉄などの他社の車両による観光列車の運行が計画されていることから、根室線においても同様に広域観光周遊ルートとして観光列車を運行していただきたい旨要請いたしました。

北海道に対しては、道が平成30年3月に策定した「北海道交通政策指針」において、根室線の検討にあたっては「道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートとして、また、観光列車など新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮することが必要である」と明記されていることから、道としてこの点に関する今後の考え方を示していただきたいこと、令和

3年度以降のJ R北海道に対する支援についても国に対し抜本的な支援策が講じられるよう法改正等を求めていただきたい旨要請してまいりました。

根室本線は、全線がつながっていることで、その機能を果たせるものと考えており、通院・通学など住民の足としての役割のほか、災害時の代替ルート、物流、そして富良野、トマム、十勝を結ぶ広域観光ルートの形成などにおいて重要な役割を果たすものであることから、今後も滝川から富良野間のみならず滝川から新得間すべてが維持存続されることを目標に、関係市町村・関係機関と連携を図りながら努力してまいります。

次に主な用務でございますが、6月19日以降、主な用務等は6ページ、9月9日まで記載のとおりでございます。次に、3、入札につきましては、記載の12件を執行しております。これで行政報告を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） みなさんおはようございます。それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。まず何点か、村長にお伺いをさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、これはもう既に社会問題と言ってよろしいかと思いますが、受動喫煙の防止対策及び、村としての今後の取組みについてお伺いをいたします。平成14年に国民の健康維持と現代病の予防ということを目的に、健康増進法が制定されておしま

す。そして昨年、平成30年7月であります、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的として、健康増進法の一部が改正されました。いわゆる改正健康増進法として公布されたわけです。

受動喫煙という言葉、お分かりですよ。簡単に言いますと、非喫煙者、たばこを吸わない方が喫煙者、たばこを吸う方の吸うたばこの煙を吸い込んでしまうということですが、これだけではないんですね。「サードハンドスモーク」あるいは「三次喫煙」ということが今、言われておりますけれども、これは喫煙者の衣服に着いたヤニからガス状の物質が揮発され、これを吸い込むことも含まれます。喫煙者がたばこから直接吸いこむ煙、これを主流煙と言うそうですが、これよりもさらに危険なのは、火の付いたたばこの先から出る副流煙、また、喫煙者による喫煙後の呼吸から生じる呼出煙といわれるものには特に多くの有害物質が含まれていると言われております。受動喫煙を受けるだけで受けない人よりも肺がん、脳卒中、心疾患を引き起こすリスクが格段に高まるということは既に指摘をされているところであります。また、赤ちゃん、乳幼児においてはSIDS、シズと言われる突然死症候群が受動喫煙を受けない赤ちゃんの約5倍のリスクになっていると報告されております。

今年の1月に改正健康増進法施行第1弾として、防止措置を推進することは、国や地方公共団体の責務であるとされました。そしてこの7月1日より第2弾として、第一種施設、これには学校、児童福祉施設、病院、そして行政機関の庁舎などが該当します。ここでは、屋内は元より、敷地内での禁煙が施行されたわけですが、私はこの法律がザル法になっている、あるいは国際的にも評価されていない

最大の要因になっていると思うんですが、救済措置があるんですね。逃げ道と言っているんでしょうかね。あくまで例外的な措置とされていますが、屋外で、かつ必要な措置がとられた場所であれば、喫煙所の設置は認められています。そこでまず、本村における第一種施設に該当する施設は、現在どのような対応をとられているのか。これが第1点。

2点目として、来年の4月にはこの法律は民間施設も対象に全面施行されます。今後ますます受動喫煙防止に向けての対策は、法律による強化は元より、一般社会における視線もさらに厳しくなっていくものと考えております。村としてこの問題にどのように取り組んでいかれるのか、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 児玉議員のご質問にお答えをいたします。まず、受動喫煙防止対策の現状であります。健康増進法の一部を改正する目的は、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的としております。本村の該当施設に関しましては、この度の改正法施行以前に施設内禁煙を実施しており、屋外に喫煙所を設置している施設は、総合センター及びトママコミュニティセンターとなっております。総合センター及びトママコミュニティセンターの屋外喫煙所につきましては、本年7月の法施行に合わせて、屋外における分煙施設の技術的留意事項に基づき、標識や換気についての必要な改修を終えております。今後、法の全面施行に向けて、敷地内禁煙を徹底し、受動喫煙対策に向けた取組みを進めてまいりたいと考えております。

第二種施設等につきましても、来年4月から対象になるということがございます。道の駅などの第二種施設は原則屋内禁煙となるということから、技術的な留意事項に従った喫

煙専用施設などが整備されていればOKだということになっておりますけれども、それぞれの関係機関とも協議しながら対応を進めてまいりたいと思っております。

その他、第一種の保育所だとか、福祉施設のノンノ、とま〜る等につきましては、室内は禁煙となっておりますし、保育所にあつては当然モラルやマナーが守られて敷地内禁煙をしているということになってございます。福祉施設につきましては、管理運営団体、指定管理者とも協議をして、対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） ただいま村長より村の現状並びに今後の防止対策について考えを伺ったところなんですけれども、基本的には法律に基づいてやりたいということだと思います。その中で、私がちょっと引っかかるのは、今のご説明によりますと、役場庁舎及びトナム支所には屋外に喫煙施設が用意されておられるという話です。実は先日、役場の庁舎の喫煙所、喫煙小屋に行ってみてきました。内部を拝見しましたがけれども、素晴らしい、非常に立派な施設で、余計なことですけども、随分経費もかけられたんじゃないのかなと思っております。

確かに法律上、屋外であれば、必要な措置さえ取られていれば設置は可能ということになっておりますけれども、どうも私は疑問に感じます。なぜかと言うとですね、この法律の元々の趣旨を考えてみてください。住民のみなさんの健康を守るということで、国では国民という言い方をするかと思うんですけれども、村では村民、住民のみなさんの健康を守るということだと思っております。それを推進するはずの行政が、健康診断やガン健診をもっともっと受けて下さいといっている役場が

ですよ、その一方では職員のため、あるいは来庁者もあるかもしれませんけれども、喫煙所を設置しておくというのは望ましいことではないんじゃないかと思っております。

本村においても、住民の健康に関わる問題ですから、富良野市においては既に庁舎敷地内全面禁煙にしております。法律よりも厳しい措置で、職員のみなさんの健康維持のためにも、まず役場が範を示されて、私は本庁舎それからトナム支所も含めて庁舎内、敷地内全面禁煙として屋外に設置してある喫煙所はただちに撤去すべきではないかと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員の村が範を示すべきであるというご意見はごもっともかなとは思いますが、現状において、この法律に則った中での対応をさせていただいているということでもあります。富良野市の例もいろいろと言われておりましたけれども、このことによる反発事例もいろいろとお聞きをすることでございますし、現状、私としては、この健康増進法の規定に基づいた対応を進めることで、これらを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） あくまで法律に則ってやるよということかと思っておりますけれども、これを押し問答しててもしょうがありません。ただ、1点私がお聞きしたいのは、庁舎内のみなさんはどう考えているのかということですよ。中には保健担当の方もおられますよね。例えば保健師さんはどう考えておられるんですかね、これ。住民の健康診断だとかをやった場合には、たばこを吸っていると言うと、たばこは止めなさいと、多分保健師さんあたりはおっしゃっているんじゃないかと思うん

ですよ。自分が勤めている職場でそういった事例が起こっているというのは、庁内でもっと声を上げて、止めていくということを考えたらいかがでしょうかね。何度言っても押し問答になってしまいますので、あくまで法律に則って進めるということですから、私は庁内のみなさんにここでもう一度改めて申し上げたい。もっと声を上げたらどうですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員が言われるとおり、私も病院に行きますとたばこは止めなさいということで、本物のたばこは止めさせていただきました。受動喫煙が他人に与える健康への影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえる中で、当面喫煙所は継続することとしておりますけれども、望まない受動喫煙や、禁煙されている職員等の健康も考慮しまして、周囲の状況を配慮しながら禁煙対策は進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 何度も申し上げますけれども、この法律の趣旨というのは、職員も含んだ住民のみなさん方の健康を守るということですから、村としてなんとか毅然とした姿勢を示していただきたい。これを申し上げますして次の質問に移ります。

次でありますけれども、昭和51年に指定をされました、村立自然公園赤岩青巖峡の整備の関係についてお伺いをいたします。観光協会による統計によりますと、赤岩青巖峡の利用者数であります。これはクライマー、ラフティング、それから一般観光客が含まれますけれども、年々増加を続けております。昨年度の述べ利用者数は約8000名と聞いております。特にこれからの紅葉シーズンにおいては、近年は観光バスもツアー日程に組み込んで来訪されるようになっております。私は村

の観光資源として、貴重な景勝地であるというふうに考えております。このように、年々観光客は増加しているわけですから、村としても自然が付くとはいえ村立自然公園と謳っているわけですから、当然それに見合った整備は必要ではないかと考えます。

平成24年に村立自然公園審議会が設置をされまして、そして3年後、平成26年に公園計画の策定についての答申が出されておりますが、残念ながら国有林野内であり、保安林指定という制約があるためか、辛うじて近年、管理委託を受けております観光協会によって遊歩道の復旧、あるいは仮設トイレの改善がなされたという程度で、答申に基づいた整備が進んでいるとは言えない状況にあると思います。

ご存知だと思いますけれども、こちらから赤岩トンネルを越えていきますとカーブになっています。そしてすぐ橋で、その橋が展望スペースに現在なっているわけですが、これが非常に危険なんです。ご承知だと思いますが、見えないんですよ、両方とも。見学者、それから車の運転手さんも見えない。これは交通安全上の問題もありますので、なんとか展望できるようなスペースを設置したらどうか。また、観光バスが来ましても、例えば土日ですと、クライミングの人たちの車が占領していますので、バスが停められない。バスは路肩に駐車をして、お客さんを降ろして限られた時間で見てもらうという形になっておりますので、駐車場の拡張や、あるいは目線をふさぐ支障木などの整備は必要ではないかと思っております。

そして、これはずっと言われてきておるところでありますけれども、携帯電話がいまだに不通なんです。クライマーさんもおられますし、もし万が一の事故が起こった場合に

果たしてどうするのか。緊急時の対応に非常に苦慮しているところであります。これは喫緊の課題であると思っております。

森林管理署、村及び関係機関によって、赤岩青巖峽管理運営協議会というのが設立をされたと聞いております。その中で、国に対して森林管理署に対して要望を出すなり、整備に向けての協議をしておられるのか。また、今後どのように村立自然公園赤岩青巖峽を整備されていくのか、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 赤岩青巖峽の整備に関する協議におきましては、直近で本年9月5日に村と上川南部森林管理署で赤岩青巖峽の遊歩道の階段の補修や、看板の設置などについて打ち合わせを行っております。

管理運営協議会につきましては、赤岩青巖峽の整備、管理及び活用を適切かつ円滑に推進することを目的としまして、平成29年3月29日に設立されました。構成員は占冠村NPO法人しむかっぷ村づくり観光協会、富良野警察署占冠駐在所、富良野広域連合富良野消防署占冠支署となっております。同協議会では上川南部森林管理署をオブザーバーとして、年1回の総会を行い、赤岩青巖峽の利用状況の報告や、管理運営計画の策定を行うほか、活用にあたっての改善点の洗い出し等を行い、上川南部森林管理署等と協議を行っているところでございます。

日勝赤岩線の開通後、赤岩青巖峽は赤岩トンネルの入り口すぐの橋の下に位置するようになりまして、橋の上から鑑賞するのは危険な状況にあります。したがって、交通安全上の観点からも展望スペースの確保や駐車場の拡張等が図られることが望ましいと考えますし、今後も赤岩青巖峽管理運営の委託先であ

る観光協会と連携しながら、改善に向けて各関係機関との協議を継続してまいります。

携帯電話につきましては同箇所での通信が可能となるよう、北海道を通して、北海道総合通信局へ要望を継続しているところでございます。また、道路管理者へも働きかけを行い、緊急事態が発生した場合にはトンネル内に設置されている緊急通報電話を使っても良いとの回答を得ているところでございます。今後におきましても、村の貴重な観光資源である赤岩青巖峽の適切な利活用が推進されるよう、各関係機関との連携協議を継続してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 先ほども申し上げましたけれども、国有林、あるいは保安林ということ、また、立地上の問題もありますので、一朝一夕にすべてが解決できるとは私も思っておりません。ただ、この公園計画なんですけれども、今回、実は初めてこの中身と申しますか、過去に遡って調べてみてびっくりしたんですよ。これはものすごい広大な敷地なんです。敷地というか公園面積が。ご存知の方もおられるかと思えますけれども、これは昭和51年に指定されたんですけれども、51年当時は確かレクリエーションの森という構想があって、バーベキューハウスだとかステージだとかが広場に設置されたのがこの当時じゃないかと思いました。恐らくこの構想があったので、あえて村有林ですけれども、あのスペースすべてを中に入れたんじゃないかと思えます。

現在の赤岩トンネルのこちら側から行くと、赤岩トンネルの入り口から、王子の社有林は除かれていますけれども、旧レクの森の一带すべてが村有林ですね。赤岩青巖峽を包んでさらにニニウ橋まで至っているんですよ。ニ

ニウ橋に至る右岸は王子の山のように、社有林。上りからみますと、左岸についてはかなりの奥までというか上まで公園の指定をされています。なぜこのような指定をしたのか分かりませんが、今においてはこんなエリアは必要ないわけでありまして、区域の縮小をするなどの見直しが必要なのではないかと考えます。

条例を見ますと、区域の指定変更、また、計画案策定変更には自然公園審議会を設置しなければならない。そして審議会より答申をもらうとなっておりますけれども、前回設置されて答申されたのはちょうど5年前になりますので、5年経っています。どうですかね、今一度審議会を設置されまして、公園区域の見直し、そして、赤岩には旧道のほかにもさらに別な旧道があるということも聞いております。これらの調査だとか、あるいは学術的にも貴重な苔類、あるいは植物も植生していると聞いております。もう一度これらの調査をして、改めて守るものは守る。整備をする部分は整備をする。これを明確にした上で計画案の見直しを行って、その上で管理者等との協議をさらに進めていくというほうが、あれだけの広大なエリアをすべて整備するなんてことはとても不可能ですから、一点に絞ってやったほうがより現実的じゃないかと考えますけれども、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 自然公園の指定に関しましては、私の記憶も明らかではないですし、明確にそうだという自信はありませんけれども、当時、赤岩の石の盗石が横行しまして、多くの財産が無くなるという状況の中にあつて、ここを自然公園として守るべきだということで、一定程度の広さの公園エリアに指定をされたという記憶をしております。したが

いまして、現状利用しているエリアは、ロッククライミングですとか一定の散策路、遊歩道等が利用されている。この利用されているエリアについて、現状の協議会の中でどういった対策をしたらいいのだろうという議論がされているのかなと考えております。

自然公園のエリア内の活用ということで現状、利用しておりますけれども、議員の言われるとおり、そんなに大きなエリアが必要なのかということにつきましては、法律関係はちょっと承知しておりませんのでお答えできませんけれども、今後、森林管理署等を含めてそういったこともご協議をさせていただければと思っているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 先ほど村長もおっしゃっておられましたように、非常に村の貴重な財産であると思うんですね。将来に渡って次世代に継承していかなければならない貴重な場所でもありますので、なんとか計画的により良い整備をしていただければと思っております。

次に移りたいと思います。次の質問でありますけれども、物産館についてお伺いをいたします。物産館の運営についてであります。4年前に民間店舗が閉店をした後、1階スペースは空室と言いますか、空き家のままになっています。そのまま経過をしているという状況ですけれども、今に至る間、議会におきましても前村長時代より何名かの議員から指摘をさせていただいておるわけですが、結果はいまだに出ていないということになっております。

この3月にも村長の村政執行方針に対する質疑の中で、この問題を大谷議員が取り上げたという記憶をしておりますけれども、その答弁で

は、協力隊の集落支援の活動スペースや、あるいはメープル事業などで活用できないか、今、検討しているんだというお話でありました。それからさらに6か月経過をしております。現在、具体的にどのような検討をされているのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 物産館のスペースの活用につきましては、今年3月に当該スペースを用いて、村内小中学生を対象としたペイントイベントを行い、春休み期間における村内小中学生の居場所づくりや、普段物産館を訪れることのない村民の方を物産館へ誘導するきっかけづくりなどに取り組んできたところでございます。当該空きスペースにつきましては、直近ではメープルシロップを活用したカフェや六次化製品のPR販売スペースとしての利用を視野に入れていたところでございます。現状、なかなか進んでいないこともありますけれども、今後におきましても村の特産品や六次化製品のPR販売など幅広い活用方法を私としては検討してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） この物産館なんですけれども、昭和57年に設置をされております。そして、57年の9月に物産館設置条例が制定されております。これを見ますと、第1条、設置及び目的ですけれども、「本村の地場産業の振興を図り地場製品の展示普及宣伝を推進し、地域振興及び観光振興を図る場として占冠村物産館を設置する。」としています。そして第3条、事業は、「地場特産品の展示紹介と普及宣伝、地域振興及び観光振興に資する事業、観光資源の展示紹介、その他設置目的を達成するために必要な事業」となっています。

かねがね思っておったんですけども、この条例がネックになっているんじゃないかという気がするんですよ。つまり、今、私が申し上げた地場産業の振興を図る、地域振興あるいは観光振興、これは道の駅の情報センターの設置の文言とほぼ一緒ですよ。二つもいらないと思うんですよ。物産館を道の駅にすることは無理ですから、これはできない。では、この枠を超えて多目的に使うというのは、臨時で使うことはあるかもしれませんが、ある程度、常設で別なことをやるのはできないはずですね。条例がありますから。条例を変えたらどうですか。条例を改正してある程度多目的に使う。そうすると、もっと使用範囲が広がると思うんですね。

どうしても地場産業の振興、それから地域振興、観光振興ということになると限られると思うんですよ。57年に設置されていますけれども約40年経過しているわけです。37、8年ですか。恐らくこのくらい経過していると、だめよということにはならないと思うんですよ。ですから思い切って条例を変えてしまって、多目的に使うということにして、その中で一番適当なものは何かというふうにしたほうが、範囲は広がって選択肢が増えるんじゃないかと考えますが、無理なんでしょうか。お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 物産館は、無料Wi-Fiも完備しているところでございますし、地元住民や観光客の情報収集の場としての活用も期待できると、そういった意味ではさまざまな活用方法が可能なのかなと思います。議員のご指摘の多目的な利用につきましては、どういった方向性が出てくるのかということに対して、それに対応する条例の改正というのは可能だと私も考えておりますので、利用

目的に固執しているわけではなくて、利用状況に応じて、本当に施設として価値が持てる利用が図られるのであれば、そういった考え方も持ち合わせていきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） JR占冠駅前という立地に加えまして、三角屋根の非常に目を引く建造物でありますので、ある意味道の駅と並んで村の1つの玄関口と言っているんじゃないかと思える施設であります。早急に有効活用すべきことを申し上げて次の質問に入ります。

最後の質問となります。郷土資料の活用につきまして、2点ほど教育長にお伺いをさせていただきます。

今、話の出ておりました物産館でありますけれども、この2階に郷土資料室が開設されておりまして、一般公開をされています。私も毎年数回見に行きますけれども、残念ながらいつも同じ状態というか、変わっているのは大変失礼ですけれども、ショーケースの中のハエが増えているぐらいの放置されていると言って良い状況で、管理をして展示をされているというようには見えません。あそこにある品々は先人の遺産ともいえる郷土資料でありますし、展示品はある意味、村の文化財でもあると考えております。きちんとした形で展示をすべきではないかと考えます。中には、好事家、その道の興味のある方にとっては垂涎の的になるような貴重品といえるものも含まれているようです。

見学者ノートが置いてあります。ご覧になったことはありますか。先日、私も行って見してきました。見ますと、全道、全国、あるいは海外の方もおられます。1月からこの8月まで大体300の方が見学に来られているよ

うですね。コメント欄を見ますと、非常にみなさん好意的なコメントで「こんなのダメよ」というのはないんですよ。「昔を思い出して懐かしかった」や「来てよかった」という非常に好意的なコメントが残されています。それだけに郷土の資料室として、これからも一般公開を継続されるということであれば、展示方法や管理方法を改善されて、少なくとも来訪された観光客、あるいはこの村の子どもたちにも学習の一環として、郷土占冠の歴史、風土、文化の一つでも感じとってもらえるような施設にしてはどうかと考えますが、まず1点お伺いします。

次に双民館、地域交流館が双珠別、字占冠にございますけれども、こちらにも展示室が設置されておりまして、村内各域、トマムからの物もあつたようですけれども、貴重な資料の展示が行われています。

地域交流館に先日行ってきました。今ではとても手に入らないと思われるような資料がたくさん置いてありました。興味深く拝見をさせていただいたわけですが、残念ながら一般に公開されるわけでもなく、場所的に黙って行っても鍵がかかっていますから、言ってみればひっそりと眠っているという状態というか、ただ保管されているだけで大変もったいないと思うんですよ。今後はあのような郷土資料をどのように運用、活用されていくのか、2点目として合わせてお伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまの児玉議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。1点目の物産館でございますけれども、これは先ほど議員がおっしゃったとおり、昭和57年の9月に条例を設置して、先ほどおっしゃられた目的で作られました。現状でい

きますと、1階は休憩所、2階は村の物産や景勝地等のパネルや開拓当時の貴重な資料を展示する資料室とレストランになっております。過去の状況を調べたんですけれども、一度平成13年に夕張市の方をアドバイザーに、中のリニューアル、整備、改修をしたということですから、その後整備、改修については私になってからも行ってないのが現状かと思えます。

先ほど、利用者のコメント等とおっしゃられましたけれども、私も先般見に行きまして、利用者のコメント等、それと過去の状況はどうだったのかということで調べてみますと、ピークかどうか分かりませんが、一番多い時は、もう大分前ですけれども5百何十人かの方が来場されていました。直近でいくと、平成30年で480人くらいの方が利用するというので、村内の方は何人かいますけれども、ほとんどが村外の方が利用されているという状況でございます。

今後については、現状を維持しながら資料の展示、資料の収集、そして展示してある内容説明等の更新も行いながら維持、管理、清掃点検といえますか、私も行ってまいりました展示室のショーケースにハエがいました。定期的いきちんと清掃しながら、そして展示物の展示の内容等の表示の仕方等を再度点検して、随時行っていきたいなと考えてございます。

それと双珠別の双民館、そして占冠地域交流館でございますけれども、双民館については旧双珠別小学校が廃校になったことを受けて、地域住民と自主的活動の支援、また、都市住民との交流を図るため、研修施設として設置されました。双民館の展示資料は平成10年に整備され、そのほとんどが双珠別地区で収集された郷土資料となっているとともに、

地域住民の手により展示がなされたと聞いております。また、村のホームページに研修時に利用されるパンフレット等の掲示もされているということでございます。

占冠の地域交流館もそうなんですけれども、郷土資料については各地域の住民から寄贈されたものであり、地域の方々の思いもありますので、その方々の意見を聞いた上で、どういったPR、活用がいいのか検討するとともに、学校、児童生徒に占冠の歴史を振り返ってもらおうというようなことも含めて、今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 1点ちょっとご提案というか、お考えをもう1点伺いをしたいんですけれども、今、物産館に郷土資料室、双民館、地域交流館がございますけれども、残念ながら展示されているとは言えないような状況なんですね。先ほど村長とも議論させていただきましたけれども、物産館の1階は空いていますね。恐らく、これは条例を変えなくてもできるんじゃないかと思うんですけれども、物産館自体を郷土資料館、あるいは占冠村博物館に変えちゃったらどうですか。そして、双珠別あるいは字占冠にある展示に耐えうるような資料を定期的に入れ替える。そうすると幾度も繰り返し来られる方がおられると思いますよ。そうすると村の経済の活性化にもつながると。そして物産館のためにもなると。郷土資料館あるいは占冠村博物館に思い切って変えたらどうですか。お伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。今、議員のおっしゃられた質問は大分前になるんですけれども、以

前に議会からそういうご質問をいただいたことがあります。その時に答えたのは、双珠別、占冠それぞれの地域の方々が、それぞれ自分たちの力で収集して設置されたということで、その時は物産館じゃなくて新たに施設を作って、そこに全部収集するというは考えてございませんというように答弁させていただきました。今、議員が提案された話のことなんですけれども、これにつきましては物産館の利用ということも含めて、教育委員会だけではできませんけれども、村とも協議させてもらって、また、地域の方々とも相談させていただいて、あそこの施設にずっと置くということにはならないとは思いますが、もし展示するというのであれば、入れ替えとか、期間を定めてとかそういった余地はあると思うので、今後、村そして地域の方々ともお話をさせていただいて、検討したいと思います。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） いずれにしても貴重な郷土資料でありまして、文化財とも私は考えております。これは後世に残すという使命を我々が担っていると思っておりますので、このことを申し上げまして今回の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） 答弁は必要ないですか。

○7番（児玉眞澄君） 答弁は必要ないです。

○3番（五十嵐正雄君） 議長、3番。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので、メープルシロップの問題について質問をさせていただきます。この間、村としても積極的にメープルシロップの生産を図って、村の特産品としてそれを使った新たな産業を興していくということで、積極的に取り

組まれてきたと思っています。

この事業に大きく関わってきた人がこの春、退職されたということでもあります。このへんについて、今後の生産体制をどのようにしていくのか。人材を含めてどのようにしていくのか、まず伺っていききたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをさせていただきます。メープルシロップに関わってのご質問でございますけれども、メープルシロップの生産・販売体制につきましては、村との製造委託契約に基づいて占冠村木質バイオマス生産組合が製造し、これを地域おこし協力隊当時から関わってきた集落支援員の者がメープルシロップの販売や販路拡大、あるいは製造にまで大きく関与をしていたと認識をしております。このような中、世界的なネット通信販売大手企業であるamazon JAPANによりフード・アクション・ニッポンアワード2018に選出されるなど、地域特産品の付加価値向上による地域ブランド化への道筋を図ることができました。

今後は早急に製造委託先である占冠村木質バイオマス生産組合との協議等を実施し、体制の整備を図りたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 今、村長が答弁されたように、この事業を請け負うというか、委託されている企業については、木質バイオマス生産組合ということです。木質バイオマス生産組合についてはこの間、いろいろな議論の中でも出て、この生産組合を構成している事業体については、それぞれが自分たちの仕事きちんと持っているわけです。そういう人たちがこの木質バイオマス生産組合で、は

じめは薪生産から始まって、製材に取り組む中でメープルシロップもここでやるとこういう形になっているわけです。

薪の生産を含めてそうなんですけれども、議会からも何回か指摘しているように、現状では、構成されている事業体がそれぞれ自分たちの仕事を持っていて、ここに大きく関わってくるという状況は残念ながらありません。ですから、形としてはありますけれども、実際の中身としてはかなり無理して、その人たちは十分な理解のないままこういった事業をやっているということでもあります。このへんについてはどこが悪いとか、良いとかっていう話ではなくて、今後こういったことを進めていくにあたって、森林・林業に関わることに木質バイオマス生産組合で大きく担っていく、関わっていくということは十分理解できますけれども、この体制をやはりきちんと整備していかない限り、取り組んでも結果的には十分な、村が期待する形を求めてもできる状況にないということです。これは薪の生産のことも含めてこの間指摘してきたところです。

このまま、きちんと将来的展望も含めて対応をしていくような方向性が出てこなかったら、いろいろな事業に取り組んでも結果として今までの形のようなことになってしまいます。今年度から、木質バイオマス生産組合については保育所関係の薪も担っていくということでもあります。この間、薪の生産も含めていろいろな問題が起きて、実際にボイラーを使っている事業体からは「こんな薪いらないよ」というような話もこの間ずっと出てきました。

メープルシロップもそういった形で取り組まれているわけですから、このへんについてはここらできちんと総括をして、問題点を明

らかにして、この構成している事業体から十分な意見を聞きながら、きちんとした方向性を出して、これでいこうというものでぜひ取り組んでいく必要があるのではないかとということで大変心配しています。そのへんについてまず、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠村木質バイオマス生産組合につきましては、議員の言われるとおり、村内の林業事業体等により構成された組織であります。各々の企業が伐採、造林等、林業本来の作業にも従事していただいています。こうした中、メープルシロップの製造につきましては、林業作業の休止期間である冬期間の雇用創出にも寄与してきたという側面も踏まえながら、今後、メープルシロップの製造を担っていただいている当生産組合と共有させていただくという中で、製造委託事業の円滑な実施に向けて検討してまいりたいということでございます。

議員のご心配の点、私も感じているところではあります。経営的には難しい面もありますけれども、経営管理ができる人材確保に努めながら、ぜひこれらを育ててまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 今、村長から答弁があった最後の言葉がまさに今の木質バイオマス生産組合の実態を表現していると思っています。この人たちにすべてを村が考えているような形で担わせていくことについては、これは正直に言って不可能です。したがって、木質バイオマス生産組合の中に、これらの管理、販売も含めて、きちんと対応できる人材を早急に育成して、木質バイオマス生産組合が村のいろいろな事業を請け負ってやってくれる事業体として、ぜひ作っていくことを求

めていきたいと思えます。これについては答弁はいいません。

続きまして3番です。メープルシロップについては村も大変力を入れて、今年はニニウでメープルシロップの森っていうのかな、そこで植樹も住民参加の元でやっていくということです。これを一過性、つまり一時的なことで終わらすのではなくて、将来メープルシロップを生産していくための原木を、きちんと将来に渡って確保していくために今のうちから植樹をきちんとやっていくよという考え方できつとやるんだらうと思っています。

村もメープルシロップには一定の特産品としての取組みをしていくということですので、先ほどとも若干重なりますけれども、これらを担う人、こういったものの人の育成についてどのように図っていくのか、伺っていききたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） メープルシロップの採集木等々はこれからの取組みということでございます。メープルシロップの採集地につきましては、本年度ニニウ地区のほか、ホロカトマム地区にも設けておりますけれども、今後におきましても森林資源の世代交代等も視野に、新たな採集地の造成にも取り組んでいくこととしております。しかしながら、原料となる樹液の採集木であるカエデ類の森林を造成していくためには、ネズミやウサギ、あるいは鹿などによる獣害対策は元より、これまで以上に下刈りなどをはじめとした保育作業の充実が必要であると認識をしております。

このため、新たな採集地の整備にあたりましては、樹種の特性を踏まえた育成となるよう、今年度に国有林と締結した森林整備推進協定を活用した中で、上川南部森林管理署へ

技術支援を仰ぐなど本村担当職員の林業技術向上に努めるとともに、必要な作業の検討と発注、あるいは技術指導等を通して林業事業体の育成も図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 村長から今、いろいろな関係団体とも協力しながら、また、職員がそれを担っていく人材育成等々を図っていくということであります。先ほどからの関連も含めて、総体的に最終的に質問したいのは、いろいろな問題抱えながらもこの間、取り組んできているわけです。それで、これからは森を育成していくことも含めてやっていくということでありますから、将来的にも村の一つの事業として取り組み、そこに林業労働者の雇用とか、仕事確保も合わせてやっていき、そこから出てくる産物、つまりメープルシロップの生産をすることによって村の特産品を作っていくということです。

先ほどから言っているように、今、それを担っていく木質バイオマス生産組合については、これ以上いろいろなことを求めても、今の人材の中では大変厳しいわけであります。ですからそのへんを含めて、体制の確立をぜひ事業体、関係団体と十分協議しながらやっていただくとともに、極端な話をすれば、これ以上もう投資してもやっていけないというような状況があるのであれば、やはりどこかで一定の判断をして事業の縮小とか、または事業の取り止めも早い段階で判断しなかったら、将来、続けたことによって人材の育成とか、事業が上手くいかないということが想定されるのであれば、そのへんも含めてメープルシロップの生産体制について、再度、村としての考え方、決意を伺いたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） これまでのメープルシロップの生産体制を含めて大変ご心配をいただいていると、新たな提起も受けたというふうに考えております。ご指摘のとおり、メープルシロップの生産、販売体制の確立は急務であると認識しているところでございます。平成28年から生産・販売を開始し、今や本村を代表する地域ブランドにまで成長をいたしましたメープルシロップのさらなる付加価値化に向けて、これまで以上に長期的な視点で占冠村木質バイオマス生産組合をはじめとした関係組織との協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○2番（藤岡幸次君） 議長、2番。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 公共施設のバリアフリー化についてお伺いします。村内における公共施設等の管理については、公共施設等総合管理計画に基づいた取組みになっていることと思います。すいません、事前の資料の中で30年と誤って書きましたが、40年でしたので訂正お願いいたします。築年数40年を超えたものは大規模改修を行うものとされ、実際、中には築年数50年を超えているものもあります。より良く施設を活用するために当然バリアフリー化も進められることと思います。

具体的には、さまざまな村内施設等がありますが、すべて同時になんて到底できる話ではございませんので、当然優先順位等が出てくるのかなど。例えば過去の議会等々の中でも質問されておりますが、総合庁舎、また、トナムにおける同様の総合庁舎、それから避難所に指定されている箇所等、双珠別住民センター、占冠地域交流館等については、やはり同様の避難所指定ということで、災害発生の折には村民みなさんがそこに集まり、重要な役割を担うことになるかと思っております。

そういった観点からも、バリアフリー化というのは非常に重要なことになってくるのかなど。この総合施設管理計画の中を見ますと、バリアフリーという言葉はあまり強く打ち出されていないんですね。バリアフリーという視点をももちろん含んでいるんでしょうけれども、そここのところをもう一度、さまざまな過去からの提言等を踏まえ、この計画の中に視点を強く折り込んでいただきたい。例えば、総合庁舎のトイレ、スロープ、手すり等について今、現状としてどうなのか。建物では費用対効果を考えた時に建物の構造からも中の改修は不可で、次のステップとしてどうするのか。表から来た時に車椅子の方はお断りということはないでしょうかということになるので、次の代案として何をするのかは、当然、検討していかなければならない。いきなり切羽詰まってからどうかしようとしても、どうにもならないと。お金がないとか、当然そういうことになってまいります。この総合計画というのが検討されるというわけでございますから、この計画の中身について、まず住民に周知、こういう形で計画進めていくよというところを周知していかなきゃならんと。

この中身の中で住民と一体となり、協働で改修、より良い活用の耐えうるものということを取り組んでいきたいということを謳われているわけですから、その協働作業にあたり、中身が住民に知らされていなければ、協働のしようがないというところがありますのでね、計画はまずどうなっているのか。例えば、直近ではできないけど5年目目途にやりますよ、3年目途にやりますよという計画をまず見せていただきたい。具体的それに向かってどう取り組むのか。また、取り組んだ後、取り組んだ結果が出てくるかと思っておりますが、それに対して共に、執行側と住民、または我々議会

と全体の中で評価し、次のまた計画にP D C Aを回し、生かしていかなければならないというところがございます。そういった観点から、住民との共有が、情報の共有が非常に重要と考えますので、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。公共施設のバリアフリー化ということで、基本となる計画に基づくものというお話ですが、まず、公共施設と総合管理計画、これは既にお示しをしておりますけれども、これは長期的な視点で更新、あるいは統廃合、長寿命化等に取り組むための基本計画であるということです。平成28年度末までにすべての自治体に対して策定要請があり、本村においても村を取り巻く多くの課題に対し、その課題に取り組むため、村づくりの将来設計の指針として策定してきたということございまして、個々の施設に対する計画を示したというものではございません。

現段階におきましては、大規模修繕を実施する施設は予定しておりませんが、今後の修繕の実施にあたっては、バリアフリーに配慮し、ユニバーサルデザイン導入の取り組みを積極的に行いながら個々設計を策定し、実施してまいりたいと考えております。

また、今後において公共施設等を建設する場合は、地域の需要に応じた良質な建物の整備を行うことに良好な環境の形成を図るため、地域住民との情報共有を行うというのは、当然のことだと考えておりますし、そう努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 再度、確認になりますけれども、今、総合施設等の管理計画については、全国的な取り組みであって、村として

もまず、現状はどうなっているのかということの方向性を出したものであって、その中ですべてそこに謳われているものじゃないと。しかしながら、何もやらんってことではないんだよというようなご説明いただいたと思うんです。

今後の取組みについて、全体像を点で見せちゃうとどうしても人間はそこしか目がいかなくなっちゃうんで、村の中の全体像を見せ、核となるそれぞれの答えについてお示しいただき、計画、そして実施、具体的にいつどのように費用をかけるのか。また、村民一体となった取組みという点では、ぜひ、村民の方々からの意見も出しやすいようにしていただきたい。行政サイドの方々はそれを専門とされていますが、何かありませんかっていきなり聞いちゃうと、多分住民の方はテンパっちゃうって何も言えなくなっちゃう。どこからどう言えばいいんだって、今どうだっけというようなところがありますので、住民から引き出すように。今、村でこういうことをやろうと思っているんだけど、その中のこの部分について何かあるか。続いて具体的にこのへん目途とします、それに対してみなさんどうですかと。優先順位は、村としてはこう思うんだけど、みなさんの意見どうですかというような形で、より分かりやすく声かけいただいて、示していただきたい。

また、結果についても、作って終わっちゃったではなくて、こういう形になりましたよと、今後の展開どうしていくのか、これで終わりなのか、いやさらにより良くなっていう部分もあるし、先ほどの総合管理計画の中の統廃合等も長いスパンの中には出てくるかと思っておりますのでね、そのへん合わせてお示し、分かりやすく提示いただきたい、ということの確認させていただきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員の言われるとおり、住民との合意、そういった取組みは当然のことだと思っております。最初に言った、この公共施設等総合管理計画につきましては、更新費用等の試算のため、一定の試算条件に合わせた中でさまざまな計数等を含めてお示しをしたということでございます。

これを具体的にどうやるのかということになりますと、例えば村営住宅でいきますと、公営住宅等長寿命化計画、つまり新築によらない改築等を含めて、これをどう長寿命化させるのかというような計画ですとか、道路、橋梁を含めて、その長寿命化計画等に基づいた整備をしていくということです。

先ほど申し上げましたとおり、大規模改修については現在、計画を持っていないという状況でございます。そういった中で、長寿命化計画も含めて、良質な環境等の整備に関わって、バリアフリーは大変重要だと思っておりますので、建築物に対するあらゆる配慮は当然行いながら、ご利用される住民のみなさんにも、ご意見は頂戴したいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。共同墓地・合同供養の今後のあり方について伺います。本年8月にお盆に合わせて、村内共同墓地合同供養、端的に申せば無縁仏の供養が、双珠別墓地・占冠墓地・トマム墓地でそれぞれ行われております。まず、1点目の質問として、この合同供養の趣旨と、経緯について村長に伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 合同供養の経緯ということでございますが、明らかな文献による書類は残っていないんですが、これまで数十年

に渡って行われておりまして、共同墓地の合同供養につきましては、開拓以来、村内でお亡くなりになった身寄りのない方が埋葬されているものに対して、公営墓地内において哀悼の意を表してきたものであります。この行事につきましては、数十年に渡り、村内一般に周知をして、無縁仏の合同供養として実施してきたということになります。したがって、墓標があってもそこにご親族なり、関係者がいらっしゃらないものについて、合同で供養してきたというのが始まりだと聞いております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、村長からのお話いただいて、思い起こせば、私もむべなるかな、やっぱり親に連れられて、当時はお墓参りの前に各地域の方々がまずお盆に合わせて、事前に一齐に草取りをしていたなど。それに合わせて、当時からは違いましたけれど、やっぱり無縁さんのお墓等があってそこにお参りしたりとか、また、自分の先祖のお墓参りに併せ、同様に無縁さんのお参りもすると、そういうのが親の代からの習慣かなということころです。

私もたまたまそういったご案内の中で、今回参加させていただいたわけなんですけれども、参加した中で、役場の担当者の方、お坊さんもちろんですけども、担当者の方と双珠別墓地については私一人と。ちょっとお話聞く中では、占冠も同様にお一人の参加だったというような現状になっているのかなと。最近の傾向どうですかと言ったら、大体毎年このぐらいかなという状況をお聞きしました。そういった中で、先ほどの村長の趣旨というところは非常に重要なところかなと、私もまったく同感であります。毎年行政としてこういった取組みを続けていくのがいかなも

のかなと。やっぱりこういう形であれば一度止めることも選択肢の一つかなと。もし続けるのであれば、逆にもう少し本腰を入れた取組みがあるんじゃないのかなと。

行政、そして住民も1人、2人というのが本当に供養になるのかと、セレモニー化しちゃってないかというところなんです。もし、行政サイドがやらないと言っても本来、志あるものは自分のお墓参りをした時には、併せて無縁仏に対して供養するというのが多くの方々の考え方かなということをおもひまして、あえてこのような提言させてもらっているんですということですが、村長のお考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員の幼いころのお話があったとおり、昔は墓標が多くて石碑じゃなかったんですね。そうすると、合同でお墓の清掃、草刈りをやるんだということで、村から何月何日に合同供養をやりますよという案内を出して、草刈りだとかお墓掃除をする日が指定されて、多くの方が集まっていたというのが現状です。その際に、無縁仏のお参りをしたというのが起源だと思いますけれども、最近ほとんどが石碑となって、草刈りは村で全体の草刈りをやりますんで、そんなに定められた日に掃除に来るっていうことはなくなりました。住民回覧はさせていただいておりますから、その日に掃除に来る方もいまだにいらっしゃいます。それと昔、トマムは下トマムと上トマムに別々にお墓がありましてね、今の上トマム墓地に共同で、無縁仏を合祀して祀ったという経過もあって、トマムは一カ所にまとめました。

そういったような流れの中で、私としてはその開拓以来、占冠のために尽くされてお亡くなりになられて、無縁仏となったみなさま

に対して哀悼の意を表するものでございますので、今後もこれらを継続したいなと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、村長のお考えを聞きましたので、この件については終わりにしたいと思います。

続けて関連になりますけれども、墓地関連の話ですので、事前通告の中に細かく謳っておりませんが、双珠別の墓地については火葬場を併設しているというところで、非常にアクセスが、坂道はそこそこ傾斜の坂道で、砂利道、冬場も使う等の状況から、過去にも似たような質問出ているかと思っておりますけれども、そろそろ舗装について計画・実施する時期にあるのではないかなと考えますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまの件につきましては、あらかじめお知らせいただかなかったものですから、技術的な問題、それから用地的な問題、やる気であればこれまでやったと思うんですね。何かあるのかなと思うんですよ。通告があれば調べておいたんですけども、いろいろな課題があるのかなとか思いつながら、経費がかかりすぎるのか、ちょっと分からないんです。そういったことも含めて、確かに議員の言われるとおり、墓地に通ずる道は今、車が走ると凸凹になって荒れてきているという環境にありますので、これらはちょっと内部でどういった状況なのか、検討させていただくということでご了承いただきたいと思っております。

○6番（小林潤君） 議長、6番。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林潤君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。私

からは、ICT機器導入に伴う教育効果についてということで、教育長にお伺いいたします。

ICT機器については、電子黒板は昨年度、占冠中央小学校に2台、今年度、占冠中学校、トナム学校にそれぞれ2台導入されております。過去にも、タブレット機器やテレビ会議システムが導入され、村内学校のICT機器活用は先進的に進んでいると考えます。

学習指導でのICT活用による効果は、平成18年、平成19年に実施された文部科学省委託事業による調査研究で報告されており、ICT機器を活用して授業を行った教員の98%が、「関心・意欲・態度」の観点において効果が認められ、児童生徒は授業に集中して取り組めるようになることや、楽しく学習ができるようになることについても多くの教師が効果を認めています。また、児童生徒に対する調査によれば学習に対する積極性や意欲、学習の達成感などすべての項目について、ICTを活用した授業のほうが、評価が高かったと報告をされております。

まず、本村の場合、学校からICT機器導入の教育効果についてどのような報告があったのかお伺いします。また、デジタル教科書も特定の科目に限定されているようですが、デジタル教科書の充実化を含めて、今後の展開について教育長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。各学校においては、実物投影機、テレビ会議システム、電子黒板、無線LANによるタブレット端末を配置し、タブレット端末については児童生徒一人に1台ということで、小規模校ならではの特色を生かさせていただいているところでございます。

導入による効果ということでございましたけれども、教師による拡大掲示及び書き込みができることから、児童の視線がずれずに集中して学習に取り組むことができました。また、デジタル教科書により、児童の教科書と同じものを拡大掲示や、書き込みができることから、教材作成にかかる時間を削減することで、学校における働き方改革の一助となることもできました。

また、テレビ会議システムの活用により、中央、トナム間の移動時間の削減、合同授業、北海道大学との授業等ができるようになり、また、北海道を2000km離れた鹿児島島の母間小学校とも、12月の占冠の雪の様子、12月の南国の様子というようなことも授業で体感できるようになり、生徒たちは大変喜んでいました。また、その時なんですけれども、雪だるまを宅急便で送って、それには本当の雪を触ったってことで、すごく喜んでいました。

それで、今後の展開ということでございまして、昨年度と今年度において、電子黒板を配置させていただきました。来年度に向けて、最終年度ということで村内5台の導入を予定しております。それと、学習指導要領のスタートに合わせて、デジタル教科書を活用することによって、先生方の働き方改革にもつながるということで、令和2年度が小学校、令和3年度から中学校がスタートするというところでございますので、それらについてデジタル教科書の導入等についての検討をしていきたいと考えているんですけれども、なにせデジタル教科書は結構コスト、値段が高いものでございますので、そのへん学校の先生方がどういった教材での利用がいいのかも含めながら今後検討して、導入について、できれば進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今の答弁で、うちの学校の場合も、全国の研究・調査と同じような結果が出ていたということを感じました。それから、村内の学校はやはりICT機器の関係で、随分進んだ勉強をしているんだなということも感じ取りました。

教育長からICT機器導入によって、担任の先生の授業準備の軽減につながったというお話もありました。私としてもこのへんすごく関心のあった部分だったんですけども、それは既に答弁されましたので、最後の質問になるんですけども、こういう便利な機器を導入する場合、どんなことでもそうなんですけれども、メリットもあればデメリットな部分も、知らず知らずのうちに見えてくるんじゃないのかなと思うんです。今回、昨年、今年のICT機器導入に関わって、実際、学校現場のほうで想定していなかった課題があるかどうか私分かりませんので、このへんは課題が何か出てきたのかなと、最後にお聞きをしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていただきたいと思います。このデジタル黒板なんですけれども、本来であれば各学校に1年で導入することもできたんですけども、全学校に全部一度に揃えるのではなく、まず小学校なり、どっかから始まって、それを先生方と生徒が使った中で、メリット、デメリットを踏まえた中で、どういったことがあるのかを検証して、その上で次に進めていきたいということで、1年で全部設置するんじゃなくて、3年かけました。

議員のみなさんも行ってきたと思うんですけども、私たちが導入前に学校の先生方と千歳小学校に行って、どういったメリット、

デメリットがあるかという話も聞いてまいりました。小学校に一番最初に入れた大きな理由は何かと言いますと、今の先生が複式学級をわたりずらしの授業っていうんですけども、経験している先生が少なくなっているんですよ。今回5、6年生の教室に入れているんですけども、実際にバツときて、5、6年生の複式授業を持ってくださいと言われても、逆に言うとそれをやるために家に帰って準備してということがあったもんですから、私は複式学級のところに2台、全国の中でも一つの学級に2台の電子黒板が入っているところは占冠が初めてだと思います。そういったことで、ずらしの時にデジタル教科書でございますから、映像とかも出てきますので、それを見て復習もできてということで複式に入れたっていうのが一つです。

それと、一番のデメリットになるのかちょっと分かりませんが、せっかく入れた機械を十分先生方も活用できるというか。どうやってどう使うんだというそちらの勉強もしなきゃならないですよ、ということでICTを活用したそういう研修会にも行ってもらって、少しでも子どもたちが興味を持って授業ができて、先生方の軽減にもなればということで進めさせていただいてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

○5番（下川園子君） 議長、5番。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 議長のお許しをいただきましたので、質問いたします。歯科診療

所の予約が取りにくいことについて、村長に伺います。1日の利用人数に反して、予約が取りにくいとの声がよく聞こえます。「予約が取りにくい＝行きたい時間が重なる」という要因も考えられると思います。トママ歯科診療所に関しては、週一回の診療ですし、占冠・トママ歯科診療所ともに、夕方の予約が取りにくいとの声も聞こえます。対応策などをどのように考えるか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをいたします。トママ歯科診療所は毎週一回、水曜日の診療となっておりますけれども、議員がおっしゃられるとおり、予約が取りにくい状況について、歯科診療所に確認をさせていただきました。6月の3週に渡り大変混み合う予約状況にありました。その要因は、トママリゾート就業者の外国人が診療予約され、当日に就業によりキャンセルされるという状況だったとお聞きしました。これにつきましては一時的な状況であり、7月以降の診療予約については落ち着いてきているということで、1日平均4人ほどの診療で現在推移をしているようであります。

両歯科診療所での予約対策におきましては、概ね落ち着いてきている状況にはありますが、どうしても夕方からの時間帯、学校の終わる時間帯、あるいは仕事帰り等に混み合う状況にありまして、合わせて季節的な要因や、タイミングによりそういった状況が生まれていると考えられます。ご利用いただくみなさまにおかれましても、その混み合う時間を調整していただくなどのご協力をお願いしたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） ただいまご回答いただきまして、利用者同士で融通を利かせてと

いうことになるかと思うんですが、どうしても学校帰り、それから退社時間というのは重なるものだと思います。なので、営業日を増やすとか、営業時間を長くするといったものは難しいかもしれませんが、例えば、その時間帯に占冠に行けるデマンドバスみたいなものを用意するとか、歯科診療所に通うためだけのデマンドバスが仮に不可能だとしたら、買い物支援も同時に考えるとか、そういった対策があっても良いのかなと思いますが、どのように考えますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員が言われておりますトママ診療所、占冠診療所を含めて利用したい状況に、利用できるような交通体系なり、あるいは他のものと合わせて歯科も診療できるようにというようなご質問だと思います。現状、両診療所とも予約により動いております。確かに予約を早めにとって交通手段があればというご指摘は分かります。その予約に合わせて車を動かすというのもなかなか難しい状況だとは思っております。あらかじめ、予約が取れるようになっている制度を上手く活用して、それぞれが予約を取っていただいて、診療を受ける努力をお願いする以外にはなかなか難しいのかなと思っております。私も予約を入れたら1週間後でないと空いていませんよということで、1週間後の診療をした経験もありますし、他の方に聞いてもそういった実態があるということです。

現実問題、一人の先生が二つの診療所を運営し、勤務時間もそれぞれ延ばしていただいて、診療をしていただいているという現状からすると、なかなか今の状況を変えるというのが難しい環境なんだろうかと、現在のところは感じております。いずれにしても、担当等と何かそういった工夫があるのかどう

かも含めて、検討はしたいなと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 歯科診療所に関しては予約で利用することは前提ですが、トمام地区に住んでいる方がトمام歯科診療所を利用する際は、徒歩での利用が可能になりますが、仮に占冠なら取れるからと言って取った場合、移動手段というのが必要になるかと思えます。村営バスが動いている時間帯での移動は考えられるにしても、トمام歯科診療所に行く分には自分で通うので料金はかかりませんが、村営バスを利用するとか、仮にむらびと交通を利用するとか、そういった方法になると交通費というのも当然かかってくるので、どうしてもトمام歯科診療所で通いたいという思いになると思えます。

歯科診療所は痛くなってから行くだけでなく、今、歯科予防というのを推奨しているかと思えます。定期健診の案内も年齢が決まっていたかと思うんですが、そういった案内がきたりですとか、今回の9月の広報誌にも予防歯科についての記事が掲載されていたかと思えます。やはり、病気を事前に防ぐためにも歯の、口内の健康管理というのはいかならないのではないかと考えます。現在、移動手段としてバスを出すとか、車を出すというのを考えられないのは、十分承知しておりますが、何か対策は考えていかなきゃならないと思えますので、引き続き対応策というのを考えていただきたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） そういった歯科、医科含めてですね、利用の利便性についていろいろ考えてほしいというご指摘かと思っております。限られた交通環境の中で、何が良いのかというの、この場で答えが見つからな

いというのも現実ですので、村としても今後、内容については精査をしながら検討はさせていただきますと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 続きまして、村営バストمام線について、村長に伺いたいと思えます。村営バスの変更に伴い、広報誌で告知をしていますが、ワゴン車のためバスの認識がし辛く、バスに乗れない事象が発生しております。トمام線は住民、大人だけでなく、地域の子どもや外国人、リゾートの短期アルバイトで来ている方も利用しています。上トمامのバスの待合所反対側と幾寅方面に向かう場合は、そちらで待つように言われているそうなんですが、そこにはバス停はない状態です。

なので、バス停看板を設置する、またはバスを認識しやすいよう、バス停での告知を含めまたは、ワゴン車がバスだと認識できるよう車のフロントに、例えば「占冠村」とか大きな文字を入れるとか、「しむかっぴー」のステッカーを貼るなど、現在の車のボディ横の文字は大変分かりにくく、同じような車が多数走っているので、認識できないかと思えます。このことについて対策が必要かと思えますが、どのように考えるか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村営バスの関係で、トمام線の車両変更の周知が遅れたことによりまして、バスに乗車できなかったという事象につきまして聞いておりますけれども、この関係につきましても、ご利用者に大変ご迷惑をおかけして、大変申し訳なく思っているところでございます。

対策として、バス停内での告知のほか、占冠村の車、村営バスと認識できるように車両のフロントには占冠村、それから左右側面、

後部には占冠村営バスと表示し、対応を講じております。また、バス運行においては、停留所の確認を行い、細心の注意を払って運行に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 車に占冠という文字がフロントに入ったり、サイドに入るとのことですが、これはいつぐらいまでに完了する予定でしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ご質問の占冠村、あるいは占冠村営バスの表示につきましては、9月6日に設置を終えて午後の便からそういった対応をさせていただいております。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 占冠村と入れていただけているとのことですが、外国人対応については、どのようにお考えですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状、外国人対応につきましては、英語表記等の記載はないということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 外国人向けに表記する予定がないとのこと。現在は占冠バス停、トナム学校前にある上トナムバス停内でバスの掲示はされていますが、英語表記のものは一切なかったです。時刻表についても日本語表記のものしかないため、外国人に対しても、もう少し利用しやすいよう設置をしたほうが良いと思いますが、そのような準備等はございますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） インバウンド等の利用が増えてくる可能性もございまして、そういった外国人向けの対応について、今後、検

討させていただきたいということで、申し上げておきたいと思っております。

○1番（大谷元江君） 議長、1番。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 議長の許しを得ましたので質問させていただきます。占冠地域交流館の施設と環境整備についてお伺いいたします。占冠地域交流館は、避難所及び公民館としての役割をしておりますが、施設的には占冠小学校を閉校して以来、さほど変化もなくそのまま使われている状態でございます。前村長の時に、水の流れが悪いということで炊事室を少しと、トイレの整備をしていただいておりますけれども、それは簡易的なものであって、私たちが地域として使っているものに対しては、ほとんど不便な状態が続いている状況です。

そこで、地域住民が利用していくには、改善が必要というふうに思っております。一つとして、避難所として、整備される状況にありますけれども、トイレの浄化槽設備がない簡易トイレという形になっているんですね。冬場は特に、使用の不便さが大きくあります。それと暖房設備がありませんので、各部屋にあったとしても、廊下、体育館は古い暖房設備ですので、避難所としてはちょっと効果がないのかなと考えます。そのような設備が必要と考えるのですが、村長としてどのような対応をしていただけるかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。占冠地域交流館の施設の環境整備ということでございます。占冠小学校が閉校し、あそこ地域住民センターに代わった施設に改良する時に、施設の改修工事をさせていただいております。その際、簡易水洗トイレの設置をさせていただいております。

すし、部屋の一部改修をさせていただいております。

そういった中で、議員ご指摘の利用し辛い施設だということの中で、避難所としてどうなんですかということだと思います。避難所におけるトイレにつきましては、簡易水洗ということで、夏場使う分には影響はありません。それと合わせて、避難所の機能からすると、停電、断水による電力、水が供給されない場合もあることを想定しますと、動力等が必要ない、現在の簡易水洗トイレの設置が有効になってきます。仮に簡易水洗でなくて、合併浄化槽としても常時使われていない施設であれば、さほど変化がないということになります。合わせて冬期間の利用の問題でありますけれども、冬期間については合併浄化槽あるいは、今の簡易水洗を含めて暖房の関係が大きなネックになってきますので、それらがなかなか難しい課題かと思っています。

避難所としての機能におきましては、暖房設備に関しては、ポータブルストーブの常備をしておりますし、必要に応じて発電機による一部の既存暖房機を稼働させて対応したいということで、村としては考えているという状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 使用頻度が少ないという理由で、環境整備が整えられないというのか、していく理由がないというような回答だと思うんですが、これからインバウンド、外国人利用者の関係もあると思うんですね。いつどのような災害が起きるか分からない今の状況であって、台風もいつ来るか分からない、水害になるかもしれない。雪害に関しては、中央に集約される避難所として、占冠地域交流館は利用されないことが多いとは思いますが、それにしてもいつどのようなこと

が起こるか分からない今の世の中に、利用頻度が少ないという理由だけで、改善がなされないというのは、ちょっと不条理な気がするんですが。

ましてや占冠地域は人口が少ないというので利用頻度が少ないのは、私も重々分かっておりますけれども、そのような理由だけでそういう設備が整っていかないというのは、ちょっと心外な気持ちもします。もし占冠地域に住んでいたのであれば、そのような考えが浮かぶのかどうかというのも、疑問に感じますのでそのへんもちょっと村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員は誤解をされておられると思いますが、私は利用頻度がないからとか、地域で使わないからということではなくて、浄化槽につきましては、地域交流館のトイレの処理方式に関して、維持・管理費あるいはいろいろなものを選定する中で、改修した時に、簡易水洗トイレが良いだろうということで、地域とも御相談して設置したはずなんです。これが、仮に合併浄化槽となりますと、常に動かしておかなければならない施設になりますので、そういうことを考えますと、維持・管理費含めて、現状では大きな差はないんですということをおし上げたんで、今の簡易水洗方式の中で使う分については大きな差はないだろうと。

冬季間の使用について、合併浄化槽にしても、常に暖房を入れて、菌の活動とか、そういうのが必要になってきますので、常に動かしておかなければならないということになっていきますし、そういった意味では、維持・管理費を含めて現状から比較しますと高額になると。それだけが理由ということではないですが、そういったことでいろいろな条件を考

慮しながら現状の施設にさせていただいたという経過でございます。そういった意味で、改修・改善する点につきましては、また、ご相談をしながらですね、ぜひ直せるところは直してまいりたいとは、村としても考えているということでございます。

インバウンドを含めての外国人の観光客との利用につきましては、避難所の案内、それから周知に関しては、村のホームページに掲載するとともに、昨年度、避難所に看板を設置させていただきました。必要な備品等につきましては、分散配備を基本として、適正な数量を計画的に現在進めているということでございます。観光客等が避難所を探す場合の有効な手段としてスマートフォンで検索することが多いと聞いておりますし、そういった意味ではヤフーとの協定によりまして、村の避難所が表示されるようになっているということで、そういったご利用を、ご利用っていうのも何かあったらの時の話ですからおかしいんですけども、ぜひ誘導をしたいと。

仮に避難所を設置した場合は、入口には担当職員が張り付いて案内をすることになっております。道路淵には、中学校もそうですけども、災害対策本部の担当の者が誘導をさせていただくということになっていきますので、そういったものをご利用いただければと思っています。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 避難所に関して、2番目のほうの質問にも対応していただいたという形ですけども、維持・管理いろいろを含めて簡易水洗が良いだろうという決めたことなのですが、真冬の対応の時に簡易水洗ですと、あそこは本当に暖房がないのでちょっと流れにくい。いろいろな支障が出ているんですね。そのへんを考慮に入れて今

後も検討していただければと思います。私としては、地域の核にもなっている交流館ですので、使いやすいようにしていただければなおさらよろしいかなと考えますので、そのへんの考慮をお願いしたいと思います。

2番目の②のところにかかせていただきますが、公民館として、占冠交流館は教育委員会と総務、企画が担当しているのか、ちょっと分かりませんが、2つか3つの課で担当している状況ですので、どこにどう聞いていいかというのがちょっと分かりにくいところなんですけども、公民館として対応していただけたら、環境整備が正しいのかなと思って質問させていただくことで考えました。今、施設整備を村長からお答えいただいたんですけども、環境整備として、いろいろな会議が開かれるんですが、虫の対応に苦慮しているところです。そういうのは、公民館として対応していただけるのかどうか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまの質問に答えさせていただきたいと思います。占冠地域交流館のことなんですけれども、平成20年に旧小学校の打ち合わせということで、住民懇談会の中で、庶務・企画・総務課財務の方々が集まって説明されたと聞いております。それで、その中でどういった説明だったかという、1階は基本的に住民センター、公民館、社会教育事業、それと非常時の避難場所として活用すると。2階については郷土資料室として整備し、保存と展示を行うとともに、児童生徒の郷土学習の場としても、活用できるようにという説明をされてきたと聞いております。

今、議員がご質問された虫の関係なんですけれども、先ほどの児玉議員からの質問もあ

りまして、物産館と同時に私も地域交流館に行ってみてまいりました。それで、状況だったんですけれども、1階の公民館、住民センターはどうなっているのかなと思って見に行き、各部屋に入らせてもらったんですけれども、そんな汚れたり、埃が溜まってないんだねと見て、実は2階に行ったら、ご指摘のとおり、ハエとかがいっぱい落ちていました。物産館も含めてですけれども、地域交流館では年に2回くらいかな、清掃をかけているという話も聞きましたので、今後はその時にでも一緒に行くなりして、2階の展示室も含めてその清掃もやろうねということで、うちの担当には指示をいたしました。

優先順位はないんですけれども、物産館はショーケースとかに入っていたんで、ショーケースの中のハエを取らなきゃならぬので、それを取らせてもらって、今、近々中に地域交流館の2階の清掃はやるように確認してきましたので、今後、虫の駆除も含めてそういった清掃、美化も含めてやっていきたいと考えています。

○1番（大谷元江君）（自席で）すみません認識不足で。1階は企画で、2階は公民館、資料館という役目ということなんですね。

○教育長（藤本 武君）（自席で）1階が公民館で、2階が資料の展示です。だから、公民館と住民センターと1階でくっついていきますという話です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 1階は住民が集まって埃から何から清掃し、秋祭りにかけて使うということで、もう一度清掃をやるということです。年2回、地域の人が集まって清掃はしております。ただし、2階はなかなか上がって行くことがないので、2階の清掃までは滞っているかなと地域としては思っています。

なので、そういうふうにしていただければ、なおさらいいと思います。

ただ、資料に関してですけれども、昔でいう生徒玄関、正面玄関ではなく、左手の玄関にも地域から集まってきた資料物がいっぱい置かれているんです。それは地域の人が勝手に持ってきているわけではないと思うのですが、そのへんの整理というんでしょうか、何もかも集まってきてどこかに置けばいいというような資料の集め方、資料の置き方というのはどうかなと思っています。2階に上げるものと、廃棄するもの、そのへんの区別をつけて、もう少し環境整備をしていただけたらと思いますが、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 今、議員がおっしゃったとおり、入ったら正面玄関の左側ですか、あそこに結構いろいろなものが置いてあるということが一つと、それと2階の展示室の、あまり大きな声じゃ言えないんですけれども、一番奥の部屋にはご承知のとおり、使わないような電気製品だとかいろいろなものが、どういう形であそこに集まったのか、あります。この間話合ったのは、その基本はあそのものについては地域の住民の方が持ち寄ってくれたということもあるので、地域の方とも御相談しながら、置いておくもの、捨てるもの、そういったことの検討準備もしていかなないとごちゃごちゃになってくるんでという話をしました。今、言われたとおり、なんらかの形で、地域の方といるもの、処分していいもの、そのへんの確認もして、整理整頓をしていければなと考えております。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

◎日程第4 報告第1号から日程第5 報告第

2号

○議長（相川繁治君） 日程第4、報告第1号、平成30年度占冠村健全化判断比率の報告についての件から日程第5、報告第2号、平成30年度占冠村資本不足比率の報告についての件を一括議題とします。

本件についての説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案の説明前に、本定例会におきまして議案の差し替えが多く、議員のみなさまに多大なご迷惑をおかけいたしました。議案書編纂等を担当管理する者として深く反省しまして、お詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは議案書に沿いまして説明をさせていただきます。まず、報告第1号になります。議案書の1ページをお開きください。報告第1号、平成30年度占冠村健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度占冠村健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。平成30年度決算に基づく4つの健全化判断比率についてご報告をいたします。

表左から実質赤字比率ですけれども、定められた数式により算出した数値は、マイナス3.35%となり、赤字額がないことにより標記のようになります。

次に連結実質赤字比率つきましても、マイナス4.35%となっており、赤字額がないことによりまして標記のとおりとなります。

次に実質公債費率ですが、平成30年度では8.59%ですが、過去3年間の平均値をもって表記することから、平成28年度から3か年の平均値では7.8%となります。

次に将来負担比率について、標準財政規模額の減少及び参入公債費等の増加によりまして18.5となっております。また、表下段には括弧書きで早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。なお、監査委員の意見書につきましても、別冊で配布させていただきますのでよろしくお願いたします。

続きまして、議案書3ページになります。報告第2号、平成30年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、両会計におきましては黒字会計となっております。資金不足が発生しないため算出されないことから標記のとおりとなっております。また、監査委員の意見書につきましては別冊で配布させていただきますのでよろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告は終わりました。

◎日程第6 承認第1号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書の5ペー

ジをお願いいたします。承認第1号、緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書6ページをお願いいたします。令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1240万円とするものでございます。

議案書10ページをお願いいたします。事項別明細書により歳入からご説明いたします。

4款、1項、1目、繰越金、1節、繰越金、前年度繰越金で90万円の増額でございます。

議案書11ページになります。歳出についてご説明いたします。2款、1項、1目、施設維持費、11節、需用費、燃料費20万円の増額、14節、使用料及び賃借料70万円の増額でございます。

議案書お戻りいただきまして7ページ、8ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議

ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第1号から日程第16 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第1号、財産の取得についての件から日程第16、議案第10号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号及び議案第4号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書13ページをお願いいたします。議案第1号、財産の取得について。取得の目的ですが、事務の迅速化を図り、住民の利便向上に資するため、総合行政システムを更新するものです。取得する財産につきましては、総合行政システム。取得の方法につきましては、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業によります。取得価格ですが、1950万8500円です。4、取得先ですが、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、山口幸太郎。以上でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて。提案理由のご説明をいたします。住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、公布されました。令和元年11月5日から施行されることに伴い、その内容改正を行うものでございます。

内容としましては、住民基本台帳法施行令

の一部改正により、氏の変更があったものが住民票に旧氏の記載を求めることが可能となったことから、住民票に記載された旧氏の印鑑登録ができるよう改正するものです。外国人の通称での印鑑登録も併せてできるよう整備するものでございます。施行期日につきましては、令和元年11月5日からの施行とするものです。以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（相川繁治君） 議案第2号及び議案第3号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書15ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて。ご説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに創設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。条例の構成としましては、第1条は、会計年度任用職員の趣旨を規定し、第2条は給与の種類、支給等について規定をしております。第3条から17ページの第13条までにおきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与、諸手当、費用弁償等に関して規定してございます。18ページの第14条から22ページ、第27条におきましてはパートタイム会計年度任用職員の給与、諸手当、費用弁償等について規定しまして、第28条において委任事項を規定してございます。条例の施行期日は令和2年4月1日となっております。

続きまして23ページをお願いいたします。議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本条例は、特別職の職員で常勤のものの期末手

当の算出のための給料月額に100分の15を乗じた額を加算するものでございます。施行期日は公布の日から施行し、6月1日から適用するものとしてございます。以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（相川繁治君） 議案第5号、議案第6号、議案第7号及び議案第8号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書27ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

提案理由の説明を申し上げます。改正理由でございます。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容でございます。子ども・子育て支援法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型事業の運営に関する基準の改正及び文言の修正でございます。基準の改正につきましては、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更でございます。また、条例中支給認定としているものを教育・保育給付認定とするなど、法改正に伴う用語の整理でございます。施行期日でございます。令和元年10月1日から施行するものでございます。

続きまして議案書39ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

提案の内容の説明を申し上げます。改正理由でございます。改正されました子ども・子育て支援法の規定に基づき、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、

本村で該当する事業者はおりませんが、設備及び運営に関する基準を緩和し、連携施設に関する経過措置の期限をさらに5年間延長するもの、また、家庭的保育事業等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると村長が認める時は、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするもの、そのほか、所要の規定の整備を行うものでございます。施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の41ページをお願いいたします。議案第7号、占冠村へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を制定することについて。

提案理由の説明を申し上げます。改正理由でございます。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容は、改正されました子ども・子育て支援法の規定に基づき、本条例に保育料等の規定を定めるもので、この項目を追加するものでございます。施行期日は令和元年10月1日から施行し、経過措置として、この条例による改正後の占冠村へき地保育所設置条例第4条の規定は、この条例の施行日以後において行われる保育に係る保育料を適用し、同日前に行われた保育に係る保育料についてはなお従前の例によるものでございます。

続きまして、議案書43ページをお願いいたします。議案第8号、占冠村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

提案理由の説明を申し上げます。改正理由でございます。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容でございます。改正されました子ども・子育て支援法の規定に基づ

く特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額や減免などについて規定するもので、本条例に利用者負担額の項目を追加するものでございます。そのほか、所要の規定の整備を行うものでございます。施行期日でございます。令和元年10月1日から施行し、経過措置として、この条例による改正後の占冠村保育の必要性の認定に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に行われる教育・保育に係る利用者負担額に適用し、同日前に受けた教育・保育に係る利用者負担額については、なお従前の例によるものでございます。以上、ご提案申し上げますのでご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） 議案第9号及び議案第10号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書45ページをお願いいたします。議案第9号、占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、令和元年10月1日の消費税法及び地方消費税法の一部改正により、占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正するものでございます。別表第1専用計量制の項を次のように改めるものでございます。一般1種、基本水量10^m、基本料金1170円、超過料金1^m増すごとに90円。一般2種、基本水量10^m、基本料金1170円、超過料金1^m増すごとに90円。営業用、基本水量20^m、基本料金2280円、超過料金1^m増すごとに100円。団体用、基本水量20^m、基本料金2810円、超過料金1^m増すごとに100円。大口用、基本水量5万^m、基本料金15万7150円、超過料金1000^mにつき3280円。農業用、1^mにつき90円。臨時用、1^mにつき300円。

附則、施行期日、1、この条例は令和元年10月1日から施行する。経過措置、2、令和元年10月1日から同年10月31日までの間にメーター検針をした使用水量に係る料金については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして47ページをお願いいたします。議案第10号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は令和元年10月1日の消費税法及び地方消費税法の一部改正により、占冠村公共下水道条例の一部を改正するものでございます。別表1中、一般用、基本水量10立方メートルまで、基本料金1230円、超過料金1^m³増すごとに130円。営業用、基本水量20立方メートルまで、基本料金2380円、超過料金1^m³増すごとに140円。団体用、基本水量20立方メートルまで、基本料金2950円、超過料金1^m³増すごとに140円を、一般用、基本水量10立方メートルまで、基本料金1250円、超過料金1^m³増すごとに130円。営業用、基本水量20立方メートルまで、基本料金2420円、超過料金1^m³増すごとに140円。団体用、基本水量20立方メートルまで、基本料金3000円、超過料金1^m³増すごとに140円に改めるものでございます。

附則、施行期日、1、この条例は令和元年10月1日から施行する。経過措置、2、令和元年10月1日から同年10月31日までの間にメーター検針をした使用水量及び揚水量に係る下水道使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第17 議案第11号から日程第23 議案第17号

○議長（相川繁治君） 日程第17、議案第11号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第2号の件から日程第23、議案第17号、令和元年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号までの件、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第11号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書49ページをお開きください。議案第11号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。令和元年度占冠村一般会計補正予算、第2号は、歳入歳出それぞれ1930万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ29億8330万円とするものでございます。以下、事項別明細書において歳入からご説明申し上げます。

55ページをお願いいたします。14款、1項、国庫負担金において1目、民生費国庫負担金は、低所得者保険料軽減負担金34万4千円の増額。

14款、2項、国庫補助金において3目、衛生費国庫補助金は感染症予防事業国庫補助金2万9千円、母子保健情報連携システム改修事業費国庫補助金79万4千円の増額でございます。5目、農林業費国庫補助金は、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金5365万円の減額でございます。

56ページをお願いいたします。15款、1項、道負担金において1目、民生費道負担金は低所得者保険料軽減負担金17万2千円の増額。

15款、2項、道補助金において1目、総務費道補助金は、地域づくり総合交付金2300万

円の増額。2目、民生費道補助金は新エネルギー導入支援事業（設備導入支援）補助金931万4千円の増額。

57ページになります。18款、1項、繰入金におきまして1目、財政調整基金繰入金は2544万1千円の増額。3目、奨学資金繰入金は150万円の減額でございます。

58ページをお願いいたします。19款、1項、繰越金におきまして1目、繰越金は前年度繰越金2556万1千円の増額でございます。

59ページです。20款、4項、受託事業収入において1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入31万円の増額。

20款、5項、雑入におきまして1目、雑入はいきいきふるさと推進事業100万円の増額、富良野地方自衛隊協力会負担金5万円の増額、市町村防災・減災対策事業推進交付金118万1千円の増額でございます。

60ページをお願いいたします。21款、1項、村債において1目、総務債は、臨時財政対策債1324万6千円の減額です。4目、農林業債は、小規模治山事業債700万円の減額、上トマム地区小規模治山事業750万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。61ページをお願いいたします。2款、1項、総務管理費におきまして4目、財産管理費は営工住宅物置解体で46万2千円の増額。5目、総合センター管理費は修繕料3万1千円、総合センターAEDリース料3万8千円の増額です。7目、企画費は財源振替。10目、旅客自動車運送事業費は修繕料120万円、旅客自動車運行委託料27万2千円の増額でございます。11目、諸費は財源振替。12目、地域交通運送費は、予約型乗合交通委託料9万4千円、巡回バス運行業務1万4千円の増額です。

62ページをお願いいたします。3款、1項、

社会福祉費において1目、社会福祉総務費は修繕料22万8千円、国保会計繰出金10万円の増額。2目、老人福祉費は介護保険会計繰出金80万円の増額でございます。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は施設等利用給付費4万5千円の増額。2目、保育所費は財源振替でございます。

63ページです。4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は母子保健情報連携システム改修事業140万円の増額。2目、予防費は臨時雇上賃金17万円、費用弁償3万7千円、消耗品費9万6千円、燃料費1万9千円の増額でございます。

4款、2項、清掃費において2目、じん芥処理費は、最終処分場管理業務委託料9万4千円、最終処分場水質及びダイオキシン類分析業務委託料4千円、一般廃棄物収集運搬業務委託料15万1千円の増額でございます。

64ページをお願いいたします。6款、1項、農業費において1目、農業委員会費は修繕料4万円の増額。6目、交流促進施設運営費は修繕料7万9千円の増額です。

6款、2項、林業費において1目、林業振興費は、地域おこし協力隊分社会保険料等1万8千円、林業専門員社会保険料等1千円の増額、臨時雇上賃金12万6千円の増額、消耗品費17万3千円の減額、ジビエ工房周辺危険木伐採業務11万9千円の減額、メープルの森植栽等工事95万9千円の増額、メープルの森予定地地拵え工事27万円の減額でございます。

65ページです。8款、1項、道路橋梁費において1目、道路維持費はその他工事202万4千円の増額です。

8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費は修繕料300万円の増額。

8款、4項、都市計画費において2目、生

活排水処理費は下水道会計繰出金40万円の増額です。

66ページをお願いいたします。10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は学校行事運転委託料8万円の増額。4目、育英事業費は保険料4万円の増額、公用車リース料2千円の増額、奨学資金貸付金150万円の減額でございます。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は修繕料33万1千円、印刷機借上料2千円の増額。2目、教育振興費は要・準要保護児童援助費6万9千円の増額です。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は通信運搬費18万6千円、除排雪委託料8万8千円、印刷機借上料4千円の増額。67ページをお願いいたします。2目、教育振興費は要・準要保護生徒援助費9万円の増額でございます。

10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費はふらの舞台塾実行委員会負担金10万円の増額。2目、公民館費は燃料費3万5千円、公設塾ステップアップサポートゼミ委託料8万9千円の増額。3目、コミュニティプラザ管理費は備品購入費27万円の増額でございます。

68ページをお願いいたします。14款、1項、職員費におきまして1目、職員費は一般職給料198万5千円、特別職職員手当等116万8千円、一般職職員手当等353万2千円、特別職共済組合分25万円、特別職福祉協会分1千円、一般職共済組合分74万8千円、一般職福祉協会分3千円、一般職退職手当組合分38万7千円の増額でございます。

戻りまして50ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。52ページをお願いいたします。地方債の補正につきまして

は第2表のとおり、臨時財政対策債及び上トママ地区小規模治山事業に係る起債事業の変更をしようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第12号、議案第13号、議案第17号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書69ページをお願いいたします。議案第12号、令和元年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5220万円にしようとするものです。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

73ページの事項別明細にてご説明いたします。歳入です。4款、1項、1目、保険給付費等交付金、普通交付金で3万円の増額です。

74ページ、5款、1項、1目、一般会計繰入金で職員給与費等繰入金10万円の増額です。

75ページ、6款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金で8万円の増額です。

76ページ、7款、3項、3目、雑入、1万円の減額です。

77ページ、歳出となります。1款、1項、1目、一般管理費におきまして一般職6万円の増額、一般職共済組合分3万9千円の増額、一般職福祉協会分で1千円の増額です。

78ページです。2款、5項、1目、葬祭費で3万円の増額です。

79ページをお願いいたします。5款、2項、1目、保健事業費、消耗品費で1万円の減額です。

80ページです。7款、1項、3目、保険給付費等交付金償還金8万円の増額です。

続きまして81ページ、議案第13号、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、第2号の提案理由の説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を8960万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

85ページからの事項別明細にてご説明いたします。歳入です。5款、1項、繰越金で前年度繰越金240万円の増額。

86ページ、歳出です。1款、1項、1目、一般管理費におきまして社会保険料・労働保険料で112万7千円の増額、共済組合分で1万5千円の増額。2目、占冠診療所管理費におきましては手数料で2万円の増額、エックス線室漏洩線量測定業務委託料7万5千円の増額、車庫・物置購入費で85万円、一般備品購入費15万3千円の増額です。

3目、トマム診療所管理費におきましては、修繕料で6万5千円、手数料2万円の増額、エックス線室漏洩線量測定業務委託料7万5千円の増額です。

続きまして117ページをお願いいたします。議案第17号、令和元年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ40万円を追加しまして、歳入歳出それぞれの総額を2140万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

121ページをお願いいたします。事項別明細書にてご説明いたします。1款、1項、1目、社会保険診療報酬収入現年度分で30万円の増額、3目、後期高齢者診療報酬収入現年

度分で10万円の増額、4目、一部負担金収入現年度分で8万1千円の増額です。

122ページをお願いいたします。4款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金8万1千円の減額となります。

123ページをお願いいたします。歳出です。1款、1項、1目、一般管理費におきまして消耗品費で30万円の増額。

124ページ、2款、1項、1目、医業費におきまして消耗品費で10万円の増額内容でございます。以上、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第14号及び議案第15号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書87ページをお願いいたします。議案第14号、令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1490万円とするものでございます。

議案書91ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書によりご説明いたします。

1款、2項、2目、登録手数料、指定業者登録手数料で1万2千円の増額です。

議案書92ページです。3款、1項、2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金70万円の増額でございます。

議案書93ページです。4款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金で178万8千円の増額でございます。

続きまして議案書94ページ、歳出についてご説明いたします。1款、1項、1目、一般管理費、3節、職員手当等、一般職18万円の増額、4節、共済費、一般職共済組合分3万7千円の増額でございます。

95ページになります。2款、1項、1目、

施設維持費、11節、需用費、修繕料223万6千円の増額、13節、委託料、占冠村簡易水道管理委託料（上トママ浄水場）1万1千円、占冠村簡易水道管理委託料（占冠・双珠別浄水場）3万6千円の増額でございます。

議案書お戻りいただきまして88、89ページになります。補正後の歳入歳出予算の総額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして97ページをお願いいたします。議案第15号、令和元年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億660万円とするものでございます。

議案書101ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。

4款、1項、2目、浄化槽事業、一般会計繰入金40万円の増額でございます。

102ページです。5款、1項、1目、下水道事業、1節、繰越金、前年度繰越金200万円の増額です。

103ページです。歳出についてご説明いたします。1款、1項、1目、下水道費、3節、職員手当等、一般職6万6千円の増額、4節、共済費、一般職共済組合分1万4千円、一般職福祉協会分1千円の増額でございます。

104ページになります。2款、1項、1目、下水道費、11節、需用費、修繕料172万1千円の増額。18節、備品購入費、トママ浄化センターの備品19万8千円の増額。2目、浄化槽費、13節、委託料、用地確定測量委託料40万円の増額でございます。

議案書お戻りいただきまして98、99ページになります。補正後の歳入歳出予算の総額は、

第1表、歳入歳出予算の補正のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第16号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書105ページをお願いいたします。議案第16号、令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号について説明申し上げます。令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1320万円とするものでございます。

以下、事項別明細書において説明いたします。109ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。3款、2項、国庫補助金、3目、事業費補助金において介護保険事業費補助金10万8千円の減額。

110ページをお願いいたします。7款、1項、一般会計繰入金、3目、第1号被保険者保険料軽減分繰入金で68万7千円の増額。4目、その他一般会計繰入金、事務費繰入金で5千円の増額、職員給与費等繰入金で10万8千円の増額。

7款、2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金で10万円の減額。

111ページをお願いいたします。8款、1項、繰越金、1目、繰越金、前年度繰越金で170万8千円の増額。

続きまして歳出にまいります。112ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費、職員手当等一般職分で8万9千円の増額、一般職共済組合分で1万9千円の増額、消費税増税分に伴う改修委託料で10万8千円の減額でございます。

1款、3項、介護認定審査会費、2目、認

定調査等費で、普通旅費で8千円、訪問調査委託料2万円、駐車料金・高速料金が7千円の増額でございます。

続きまして113ページ、2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費は財源振替でございます。5目、住宅改修費は20万円の増額。

2款、2項、高額介護サービス等費、1目、高額介護サービス等費は財源振替でございます。

114ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費、1目、介護予防・生活支援サービス事業費、交付金で27万円の増額。3目、包括的支援事業費、職員手当等一般職分で8万9千円の増額、一般職共済組合分で1万9千円の増額、普通旅費で4万3千円の増額、駐車料金・高速道路使用料で9千円の増額。

115ページをお願いいたします。4款、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金では163万5千円の増額でございます。

106ページ、107ページに戻りまして、補正後の額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年10月3日

占冠村議会議長 相川繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 五十嵐正雄

占冠村議会議員 下川園子

令和元年第4回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月11日（水曜日）

○議事日程

			議長開議宣言（午前10時）
日程第 1	議案第 1号		財産の取得について
日程第 2	議案第 2号		占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて
日程第 3	議案第 3号		特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 4	議案第 4号		占冠村印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 5	議案第 5号		占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第 6号		占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 7号		占冠村へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 8号		占冠村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 9号		占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 10号		占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 11号		令和元年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第 12	議案第 12号		令和元年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 13	議案第 13号		令和元年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第 14	議案第 14号		令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 15	議案第 15号		令和元年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 16	議案第 16号		令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 17	議案第 17号		令和元年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 18	認定第 1号		平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第 19	意見書案第 6 号	「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書
日程第 20	意見書案第 7 号	「給食費の無償化」を求める意見書
日程第 21	意見書案第 8 号	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な 高校統廃合を行わないことを求める意見書
日程第 22	意見書案第 9 号	特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制 標準の改善を求める意見書
日程第 23	意見書案第 10 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求 める意見書
日程第 24		議員派遣の件
日程第 25		閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○出席議員（7名）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	5番	下川園子君		6番	小林潤君
	7番	児玉真澄君			

○欠席議員（1名）

4番 山本敬介君

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	伊藤俊幸	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	地域振興対策室長	藤田尚樹
農林課長	平岡卓	林業振興室長	根本治
建設課長	小林昌弘	住民課長	小尾雅彦
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	阿部貴裕	職員厚生担当主幹	森田梅代
財務担当主幹	鈴木智宏	企画担当係長	佐々木智猛
商工観光担当係長	橘佳則	農業担当係長	杉岡裕二
林業振興室主幹	高桑浩	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	後藤義和	戸籍担当係長	竹内清孝
国保医療担当主幹	上島早苗	保健予防担当主幹	岡本叔子

村立占冠診療所主幹 介護担当主幹 (教育委員会)	小瀬敏広 細川明美	社会福祉担当主幹 子育て支援室主幹	野原大樹 石坂勝美
教 育 長 学校教育兼総務担当主幹 (農業委員会)	藤本武 松永真里	教 育 次 長 社会教育担当主幹	合田幸 蠣崎純一
事 務 局 長 (選挙管理委員会)	平岡卓		
書 記 長 (監査委員)	多田淳史		
監 査 委 員 事務局長	木村英記 岡崎至可	監 査 委 員	児玉眞澄

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡崎至可	主	事	久保璃華
---------	------	---	---	------

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） みなさん、おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、財産の取得についての件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 財産の取得についての質問をさせていただきます。配置部署は住民課、総務課、福祉子育て支援課、トマム支所と4か所になっているんですが、住民課で議案として提案するのは分かるのですが、課でそれぞれどのくらいの金額になっているのか。どうしてそれぞれの課ではなく、住民課で取得するのか、その理由をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 配置部署が4か所に渡る件ですが、総合行政システムが今回整備されますが、総合行政システムの主となる案件が住民基本台帳ということで、住民サービスの利便性を含めて広範囲な用務についての業務ということであります。前回の更新もそうなんですが、住民課が主になって総合的な業務のまとめをさせていただいて、総務

課の税務関係、個人、法人、固定資産、軽自動車の各種税金、選挙関係に類する関係ということで構成されております。

経費の面についても、システム関係の経費というのが1950万なにがしの経費の大元1170万くらいがシステム導入に関しての経費の内訳となります。機器の更新が残り、端末機6機、プリンター4機等で、個人データ等の情報データのシステムを更新するということで、クライアントの業者はきちんとデータ管理ができる会社ということで、前回からの引き続きで札幌の業者になりますが、そういった業種を担える確実な会社ということで選定させていただいております。経費については内訳が細かに分ける作業となると積み上げがあるんですが、税関係で600万ほど、住民課関係の住民記録ですとか、印鑑証明関係は200万ほどの経費、細かくはそれぞれの課に分散される経費として内訳がなっております。細かい内訳は時間をいただかないとできないものですから、とりまとめは住民課ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 取得先の業者ということで備荒資金組合という組織についてもうちょっと詳しく教えていただきたいことが1点。併せて、取得価格が内訳等の説明がありましたけれども、総体金額1950万8500円という金額が適正なのかどうか。競争入札等により十分信用のおける組織を使うという選択肢はないのかどうか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 備荒資金組合の

内容についてですが、広範囲の事業で自治体が購入する際の手助けをしていただいている組織でございまして、備荒資金組合のメニューの中から今回、資機材として導入する内容については名目上、防災資機材の譲渡事業という事業を活用するものでございます。5年間で償還して支払うこととなりますが、1950万円にがしの経費を令和元年度では元金の償還を含まない利息分だけで4000万円を支払う予定になっております。5年間、債務負担行為の議決を年度当初の3月議会で受けておりますので、これが平成31年から35年までの5年間で2000万強の金額で債務負担行為の議決をいただいております。翌年度以降、元金、利息を含めまして単年度で約490万ほどの経費を4年かけて総額1955万6000円という利息を含めての金額となりますが、償還していくという内容になっております。

多額の経費の支払元となる札幌の業者、エイチ・アイ・ディという会社なんですが、会社につきましては村として住民基本台帳の戸籍、税の各種業務を担っているシステムの会社でございまして、村としては前回の業務から南富良野、占冠村、厚岸町と3町村でシステムに関しての協定を結んでおりまして、エイチ・アイ・ディ関連の会社とのつながりもあるものですから、個人情報管理がきちんとして信頼のおける会社ということでの選定から共同の自治体クラウドサービスの協定を結んで、経費の面からもなるべく3町村でこの業者を選定することによって極力調整しながら経費の節減にも努めて、事前の経費の見積もりをいただいて今回契約に至っているという内容でございまして。信頼のおける会社というのが大前提にございまして。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 要するに、資金手当

的に組合組織を使うのがベストな資金の手当の仕方だと判断したということで、まず、資金についてはよろしいのかなど。

もう一つ、価格が適正かどうかというのは、比較対象がないんだけども従来からの信用度等を優先し、3町連合の取組みによってそのへんは検討しているんだと。ただし、資金の総額に対する適正かどうかというのは、比較はないんだということでもよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 富良野沿線の状況も、南富良野と占冠は共同の作業で進めておりますが、同じく同様のシステムを導入しております。ほぼ類する形での別会社になりますが、継続的なデータ管理ができて法改正にもついていける会社を選定されております。通常のリース契約のシステム導入にも総務産業常任委員会でも確認されましたが、あくまで5年間の償還払いで利息については0.1%ということで通常のリース契約よりも安価になっているということで、この方法を選んで備荒資金組合のやり取りで、前回は踏襲して導入させていただきたいという内容でございまして。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第1号、財産の取得についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第2 議案第2号

○議長(相川繁治君) 日程第2、議案第2号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、児玉眞澄君。

○7番(児玉眞澄君) 2点ほどお伺いしたいんですが、まず、来年の4月からの開始となっておりますけれども、現在の庁内の臨時職員で、来年度切り替わるとい方がおられるかと思うんですが、対象となる人員は何名くらいおられるのか。

もう1点は、今まで支払いのなかった手当が出るということもありうるかと思えます。人件費、固定費が増額するのではないかと思われましても、予算上試算されているだろうと思うんですが、その額がどのくらいになっているのか伺います。

○議長(相川繁治君) 総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) 児玉議員のご質問にお答えいたします。会計年度任用職員に移行する際に対象となる職員の数ですけれども、現在、移行予定の内、30年度においてフルタイム職員であったものについては19名になります。それから、30年度においてパートタイム臨時的任用職員だったものについては

延べ106名です。重複して臨時職員ということで違う労務を担っているものも含まれますので、106名ということになります。

それから、予算の関係ですけれども、これから募集をかけた中で人数を整理していくことになるんですけれども、現状において、まず考えているのは、今かかっている経費を上回らないような形で予算を組んでいきたいと考えています。全員の人数を雇用できるかというところで考えると、精査しながら雇用を募集して、採用していくような形をとっていかないと予算的には厳しくなるものですから、財政面からいきますと今現在かかっている経費を上回らないような形で雇用していきたいと考えております。以上です。

○議長(相川繁治君) 他に質疑はありますか。

6番、小林潤君。

○6番(小林潤君) 8月21日の全員協議会の中で条例提案をするという説明を受けております。その時にも現在の常勤嘱託、パートの方が不利益を生じない内容で条例を作成するというので、実際に条例を見ましたところ、手当の関係でも説明しておりました、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、全部網羅されております。また、内容的に見ましても既存の条例を準用する、また、読み替えるものとする、規定の例によるということで、内容的にも全員協議会で説明された内容になっているんじゃないかと思えます。

そこで、2点についてお伺いしたいと思います。議案書16ページ、第7条のフルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に、「準用する」、「読み替えるものとする」とあり、これは当然のことだと思います。このほか、「必要な技術的読み替えは、村長が規則で定

める。」と記載されております。いろいろと条例上では整理できない部分があるので後段の表現になっているのか。あるいは、具体的に規則で定めたいというのがあるのかお聞きしたいと思います。

もう1点です。17ページ、第12条、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出において、「第7条の規定により算出する給与条例第13条」から2行目の後段、「給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから村長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。」という表現になっております。占冠村職員の給与に関する条例の第17条で、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出ということが定義されております。ここでの表現では、「勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる額に12を乗じその額を1週間の勤務時間に52を乗じて得た額から休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額とする。」というふうになっております。今回の条例では控除する額を村長が定める時間を減じたという表現になっております。占冠村職員の給与条例に関する条例では減じる額を休日に係る勤務時間を減じた数字ということで明記しているんですけども、このへんが何で準じるという表現にならなかったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） ただいまの質問2点にお答えさせていただきたいと思います。今回、条例を上程させていただいておりますが、詳細については規則にゆだねるというこ

とでこの中で謳ってございます。例えば、給与月額も上限を定めまして、詳細については規則で各職種について定めるようなことになってございまして、議員がご指摘の技術的読み替え、こちらについても特殊職員等もおりまして、この中で規則にゆだねまして、その中で定めさせていただくというようなことにさせていただいております。職種が多岐に渡るものですから規則にゆだねて定めたいというところでございます。

それから第12条第1項に関しましても、任用に関して規則で詳細を定めるというふうを考えておりまして、今、規則も大方できています。各職種の勤務時間等、休暇等を定めながら作り上げているところでございまして、そこに詳細を記載してゆだねるというような形にさせていただいておりますので、このような記載にさせていただきました。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 1点だけお伺いしますけれども、なぜ加算するのか。その理由をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えします。今回この条例を上程した理由ですけれども、特別職員に関する手当の関連でいきますと、平成16年に合併協議会の破談によりまして自立促進計画が定められて、その中で、議員、職員、特別職の報酬が減額になった経緯がございます。それで今まで、議員と職員は昨年まで附則の中で手当の加算分を適用しないということで上程させていただいておりましたが、この度、それを元に戻すということで上程していないという経緯がございました。

特別職に関しましては、附則で加算しないということを謳うのではなく、当時、15%の減額ということで給与自体を減額している経緯がございましたので、この度、減額を復活するという事で条文がなかったものですからここに15%の加算をさせていただくということで、今回上程させていただいて、議員、特別職、職員ともに自立促進計画以前の条件に戻すというような形で提案させていただいております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第4号、占冠村印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村印鑑条例の

一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第5、議案第5号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長(相川繁治君) 日程第6、議案第6号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第7号、占冠村へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、占冠村へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案第8号、占冠村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、占冠村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第9、議案第9号、占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第10号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とし

ます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 議案第11号

○議長(相川繁治君) 日程第11、議案第11号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、児玉眞澄君。

○7番(児玉眞澄君) 何点かお伺いしたいと思います。まず、55ページ、14款、2項、国庫補助金、5目、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金5365万円の減額理由。

続きまして、56ページ、15款、2項、道補助金、1目、地域づくり総合交付金2300万円が増額となった理由と、次の2目、新エネルギー導入支援事業補助金931万4千円が増額

となった理由を伺います。

続きまして57ページ、18款、1項、繰入金、3目、奨学資金繰入金150万円が減額となっておりますが、この理由を伺います。

続きまして60ページ、21款、1項、村債、1目、臨時財政対策債1324万6千円が減額となっております。また、4節では小規模治山事業債700万円、また、5節、上トマム地区小規模治山事業で750万円の増額となっております。この理由をお聞かせください。

それから68ページ、14款、1項、1目、職員費の中で補正額807万4千円、これは一般職、特別職の給与、手当等でありますけれども、特別職につきましては先ほどお伺いした改正分であると思いますが、2節、一般職給料198万5千円、3節、一般職手当353万2千円増額となっております。この内容についてお伺いいたします。

○議長(相川繁治君) 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長(木村恭美君) 児玉議員のご質問にお答えいたします。議案書55ページ、14款、2項、5目、農林業費国庫補助金、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金5365万円の減額についてでございます。昨年度から北海道上川総合振興局と国庫補助金、木造公共施設整備補助金、木質バイオマスエネルギー利用施設整備補助金の協議を進めてまいりました。ですが、国の予算が十分に確保できなかったということと、全国的な優先順位が低かったということで、4月末に0円という提示がされました。急遽北海道の補助金に切り替えて、建物につきましては56ページにあります地域づくり総合交付金2300万円、ボイラーにつきましては新エネルギー導入支援事業(設備導入支援)補助金として931万4千円の補助金に切り替えまして、申

請書の提出とヒアリングを行ってまいりまして、今回計上しました。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） ご質問にお答えいたします。まず、60ページ、村債の総務債、臨時財政対策債の減額理由でございます。当初の発行額が確定しまして発行可能額が減額になっていることからこちらの額を減額しているということになります。

それから68ページの職員費の増額分でございますが、一般職に関しまして、給与につきましては当初予算で計上できていなかった差額の部分がございます、こちらを改めて計上させていただくということ。それから手当につきましては、当初予算においては役職加算額を見ておりませんでしたので、先ほどご説明をさせていただいた職員の役職加算額というものを新たに計上させていただいているものです。当初予算では計上をしていなかったということで計上させていただきました。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 児玉議員の質問にお答えします。57ページにあります18款、1項、3目、奨学資金繰入金の150万円の減額についてであります。4月に募集を行いました貸付者の確定による減額でございます。当初予算計上としましては28名に貸し付ける予定で計上しておりましたけれども、今回、結果としまして25名の貸付者となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） 児玉議員の質問にお答えさせていただきます。60ページ、21款、1項、4目、農林業債、4節、それか

ら5節合わせてご説明させていただきます。

4節、5節につきましては同じ箇所のご説明でございます。当初の計上では、防災対策事業債で2分の1補助という形だったんですが、それよりもより有利な元利、償還金の7割が交付税措置されるという緊急自然災害防止対策事業債に振替えを行ったという形でございます。それから、50万円の増額につきましては、委託経費の増額によるものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 61ページ、歳出、2款、1項、10目、旅客自動車運送事業費の11節、需用費の修繕料120万円の増額の理由。

62ページ、3款、1項、1目、社会福祉総務費、11節、需用費の修繕料22万8千円の増額理由。

それと63ページ、4款、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費、13節、委託料、母子保健情報連携システム改修事業140万円増額の理由。

4款、2項、清掃費、2目、じん芥処理費の中の13節、委託料、一般廃棄物収集運搬業務委託料15万1千円の増額理由。

65ページ、8款、土木費、1項、道路橋梁費、1目、道路維持費、15節、工事請負費のその他工事202万4千円、その他工事というおおまかなくくりになっておりますので、この理由。

8款、3項、住宅費、1目、住宅管理費の11目、需用費、修繕料300万円の増額理由の説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 大谷

議員のご質問にお答えいたします。62ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の修繕料の件でございます。3月の補正予算の時にとま〜るの非常用発電装置の部品交換をさせていただきました。その折に点検整備も一緒にしたんですけれども、その点検報告書の中にバッテリーの劣化による能力低下という報告がございまして、今回、そのバッテリー交換のための修繕費を上げさせていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 63ページの4款、1項、1目、保健衛生総務費の13節、委託料で計上しております母子保健情報連携システム改修事業140万円の増額計上につきましては、これまで手作業で行っていた出産に際しての母子の記録等を、国の指導によりまして保健所、他町村へ転出した際も運用されるように国のシステムの導入を願われておりまして、今回そのシステムに関する経費を計上しました。以上です。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。61ページ、2款、1項、10目、旅客自動車運送事業費、11節、需用費、修繕料120万円の内容についてご説明いたします。富良野線に使用しておりますバス3台の修繕料になります。予算の中身的には車検の整備とその他修繕ということで、当初予算259万5千円を計上しているところでございますけれども、その他の修繕で費用がかさんでおりまして、今後予定しております車検の整備の費用が不足するということと、今後の突発的な故障に対応するために今回120万円の計上させていただいているところ

でございます。

続きまして、63ページ、4款、2項、2目、じん芥処理費、13節、委託料の一般廃棄物収集運搬業務委託料15万1千円の増額理由です。10月1日からの消費税増税に伴う不足分の対応ということで、今回増額の予算の計上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

65ページ、8款、1項、1目、道路維持費、15節、工事請負費、その他工事202万4千円の増額理由です。村道宮下線の側溝と法面の補修工事を予定しております。工事の中身としましては、ふとん籠工とU型側溝、今は素掘りの側溝なんですけれども、そこにコンクリート製の側溝を入れるという工事、それと、暗渠工と言いまして土の中に暗渠を入れて水を抜けやすくするという工法を考えているところでございます。

続きまして、その下の8款、3項、1目、住宅管理費、11節、需用費、修繕料300万円ですけれども、村営住宅の退去修繕によるものでございまして、長期間入居していた方が今回退去されたということで、トマム団地と中央団地の住宅の修繕ということで考えておりまして、トマム団地では100万円、中央団地では200万円の修繕を予定しております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第11号、令和元年度占冠村

一般会計補正予算、第2号の件を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第11号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第12 議案第12号

○議長(相川繁治君) 日程第12、議案第12
号、令和元年度占冠村国民保健事業特別会計
補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第12号、令和元年度占冠村
国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号
の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第12号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第13 議案第13号

○議長(相川繁治君) 日程第13、議案第13
号、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、

第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

2番、藤岡幸次君。

○2番(藤岡幸次君) 86ページの1款、1
項、2目、占冠診療所管理費の中の18節、備
品購入費、車庫・物置購入費となっております
すけれども、車庫・物置の具体的中身を。こ
れは新たに設けるわけですが、従来のものは
どのような活用をする予定なのか、この2点
をお伺いいたします。

○議長(相川繁治君) 住民課長、小尾雅彦
君。

○住民課長(小尾雅彦君) 86ページ、歳出
の1款、1項、2目、占冠診療所管理費の18
節、備品購入費での車庫・物置購入費85万円
の増額計上です。中身につきましては、既設
の車庫が1棟ございます。この案件につきま
しては増設でございまして、診療所の先生の
今現在使用している車が4輪駆動車じゃない
ということで、これから冬期間に向けて札幌
との行き来等を考えると、4WD車の購入が
本人としても検討されておりました、車の2
台目ということと、物置が診療所の医師住宅
に併設してあるんですが、小さすぎて物が入
りきらないんですね。車庫にも置きたいと
ころなんですが、大きい車なものですから物
が入らないという要望を受け取りまして、施
設としては1台分あるんですが、2台目の分
ということで今回増額計上させていただいた
内容でございます。以上です。

○議長(相川繁治君) ほかに質疑はありま
せんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第13号、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第13号は原案のとおり可決しました。

◎日程第14 議案第14号

○議長(相川繁治君) 日程第14、議案第14号、令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第14号、令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第14号は原案のとおり可決しました。

◎日程第15 議案第15号

○議長(相川繁治君) 日程第15、議案第15号、令和元年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第15号、令和元年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第15号は原案のとおり可決しました。

◎日程第16 議案第16号

○議長(相川繁治君) 日程第16、議案第16号、令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第16号、令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって議案第16号は原案のとおり可決しました。

◎日程第17 議案第17号

○議長(相川繁治君) 日程第17、議案第17号、令和元年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第17号、令和元年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって議案第17号は原案のとおり可決しました。

◎日程第18 認定第1号

○議長(相川繁治君) 日程第18、認定第1号、平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) それでは議案書125ページをお開きください。認定第1号、平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、併せて提出した証拠書類とともに監査委員において審査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告があったのでその意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

記、以下の内容についてご説明を申し上げます。1、平成30年度占冠村歳入歳出決算書、こちらについては別冊となっております。

1ページ総括表から147ページ歯科診療所事業特別会計までとなっております。下記に記載の(1)一般会計と(2)から(8)までの7特別会計がでございます。

2、平成30年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料に関しましても同じく別冊となっております。歳入歳出事項別明細書は、一般会計は9ページから、各特別会計についても72ページから国民健康保険事業特別会計となっており、以降同様に記載をさせていただきます。

実質収支に関する調書は、一般会計は68ページ、各特別会計につきましても85ページ国民健康保険事業特別会計となっており、以降

各特別会計の最後のページに同様に記載されております。

(3) 財産に関する調書、(4) 基金等運用状況調書は別綴りで1冊になってございます。

(5) 主要な施策の成果を説明する書類についても別冊となっております。

3、監査委員の意見書については文書の写しを別冊で配布しております。

それでは決算書の内容をご説明いたします。決算書の1ページ、総括表をお開きください。

決算額で申し上げます。一般会計、歳入24億2636万3924円、歳出23億7595万2078円、歳入歳出差引金額5041万1846円。国民健康保険事業特別会計、歳入1億4199万2453円、歳出1億4009万1892円、歳入歳出差引金額190万561円。村立診療所特別会計、歳入8559万5839円、歳出8249万779円、歳入歳出差引金額310万5060円。簡易水道事業会計、歳入1億552万9674円、歳出1億234万1406円、歳入歳出差引金額318万8268円。公共下水道事業特別会計、歳入1億751万1171円、歳出1億494万8201円、歳入歳出差引金額256万2970円。介護保険特別会計、歳入9754万9059円、歳出9352万3962円、歳入歳出差引金額402万5097円。後期高齢者医療特別会計、歳入1834万7874円、歳出1800万1757円、歳入歳出差引金額34万6117円。歯科診療所事業特別会計、歳入2129万1887円、歳出2087万2634円、歳入歳出差引金額41万9253円。総合計、歳入30億418万1881円、歳出29億3822万2709円、歳入歳出差引金額6595万9172円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） お諮りします。ただ今、議題となっております平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、議長並びに議会選出監査委員

の児玉眞澄君を除く6名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、6名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届けましたので報告します。

委員長に大谷元江君、副委員長に藤岡幸次君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第19 意見書案第6号から日程第23

意見書案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第19、意見書案第6号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件から日程第23、意見書案第10号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書まで

の件5件を一括議題とします。

提案内容の説明を求めます。意見書案第6号については小林潤君。

○6番（小林 潤君） 意見書案第6号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和元年9月11日提出、提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同じく、藤岡幸次、賛成者、同じく、五十嵐正雄。

それでは、読み上げて提案いたします。「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書。さまざまな課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、国は2011年度小学校1年生で、2012年度は加配措置で小学校2年生の35人学級を実施しました。しかし、それ以後、小学校3年生以降の35人学級への前進は7年連続で見送られました。

国に先駆けて実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、子どもたちの学習に対する理解や意欲も高まり、また、教職員が増えることで子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、少人数学級が子どもたちの教育に大きな効果があることが明らかになっています。

35人以下学級の前進は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。それに応えて自治体独自の少人数学級は今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押し付けることなく、国が責任をもって

35人以下学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増で35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望します。記、1、国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。

2、国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年9月11日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長ほか記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第7号については、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 意見書案第7号、「給食費の無償化」を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和元年9月11日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同じく、下川園子、賛成者、同じく、小林潤。

「給食費の無償化」を求める意見書。貧困と格差が広がる中、就学援助制度の切り下げや消費税の増税などが追い打ちをかけています。2014年の消費税増税時には、給食の質の低下を招かないよう給食費の値上げを実施した自治体もありました。今年10月に予定されている消費税増税が行われれば、さらに給食費の保護者負担が増える恐れがあり、教育費の負担軽減を進めようとする自治体を苦しめることにつながります。

子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、肥満ややせの増加など、問

題は多様化・深刻化してきています。地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、食は重要な教材です。学校給食は、食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられています。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められています。子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身に付け、子どもたちの健やかな発達を保障するためにも、国の責任による給食費の無償化が強く求められています。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望します。記、1、国の責任で、給食費の無償化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和元年9月11日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣以下のとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第8号については、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 意見書案第8号を提案する前に、文字の訂正をお願いいたします。次ページの記の2番目の2行目、「1学年4～8学級を」と書いてありますが、望ましい学校規模ということで、望ましいに訂正をお願いいたします。

意見書案第8号、「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和元年9月11日提出。提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同じく、児玉眞澄、同じく、藤岡幸次。

道教委は2018年3月、「これからの高校づくりに関する指針」を決定しました。指針は「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、3学級以下は原則統廃合の対象としています。今後もこの指針によって高校統廃合が行われれば95校が統廃合の対象となり、道立高校の約48%の存続が脅かされることとなります。

道教委の高校配置計画を策定するために開催される「地域別検討協議会」の参加者からは、「機械的に高校を無くさないでほしい」という声が多方面から聞かれます。北海道は全道一律の基準で統廃合を進めようとしています。北海道の広域性を考えれば、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とすることは、まったく現実的ではありません。むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切です。今、求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。

よって、道・道教委においては、次の事項を実現するよう強く要望します。記、1、道・道教委は、独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。

2、道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年9月11日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出

先、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第9号については、下川園子君。

○5番（下川園子君） 意見書案第9号、特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和元年9月11日提出。提出者、占冠村議会議員、下川園子。賛成者、同じく、大谷元江、同じく、五十嵐正雄。

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書。全国的に特別支援学校の児童生徒数の増加が進み、在籍者数は2008年度の11万2334人から2018年度には14万3379人と、10年間で3万1045人増えています。一方、学校数は2008年度が1026校で、2018年度が1141校と115校が増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設が進んでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、1つの教室をカーテンで仕切り、2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。仕切った教室はとても狭い上に、隣のクラスの先生や子どもの声が筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。特別教室がない学校では、音楽も、図工・美術も、作業学習もすべて普通教室で行わなければなりません。

こういった事態の根幹にあるのが、「設置基準」が特別支援学校だけになくことです。「設置基準」とは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準

の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では12～18学級が「標準」とされ、それ以上は過大校扱いとなり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新增築は進んでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童生徒数も増加しています。文部科学省学校基本調査によれば、小中学校合わせて2008年度12万4166人から2018年度25万5520人と2.1倍になっています。在籍する児童生徒の状況は多様で、実態に大きな差があります。さらに、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、既に限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学年8名のまま変わっていません。これを引き下げる必要があります。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望します。記、1、特別支援学校の設置基準を策定すること。

2、特別支援学級の学級編制標準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年9月11日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣以下記載のとおりです。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第10号については、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 意見書案第10号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充

実・強化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和元年9月11日提出、提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、同、下川園子、同じく、児玉眞澄。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林整備事業の都道府県・市町村負担

分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和元年9月11日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第6号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書についての件を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第7号、「給食費の無償化」を求める意見書についての件を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第8号、「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書についての件を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第9号、特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書についての件を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第10号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議員派遣

○議長(相川繁治君) 日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。よって議員派遣の件は、お手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第25 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○議長(相川繁治君) 日程第25、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定によりお手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(相川繁治君) お諮りします。以上をもって、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によっ

て本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) これで、本日の会議を閉じます。令和元年第4回占冠村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年10月3日

占冠村議会議長 相川繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 五十嵐正雄

占冠村議会議員 下川園子